

第32回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成21年12月9日(水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	天文台公園長	黒 田 武 彦	消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	災害復興対策室長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	木 村 佳 都 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣 瀬 秋 好
	地籍調査課長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉	教育委員会教育推進課長	岡 本 正
	上月支所長	達 見 一 夫	南光支所長	春 名 満
	三日月支所長	田 村 章 憲		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 2 9 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 5 名の傍聴の申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いをいたします。

また、報道関係者におきましては、公共放送の倫理規定を守っていただき、復興に役立つ放映をお願いし、テレビカメラの撮影を、特別に許可しておりますので、あわせて、報告をいたします。

直ちに日程に入ります

日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず、7 番、松尾文雄君の発言を許可いたします。

〔 7 番 松尾文雄君 登壇 〕

7 番（松尾文雄君） おはようございます。

まずもって、先般の町長選挙で見事再選されました、庵途町長におかれましては、おめでとうでございます。災害復興並びに諸問題が山積しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速一般質問に入りたいと思います。

まず、第 1 番目に、公共交通機関の利用促進等についてお伺ひしたいと思います。

これまで、公共交通機関の利用促進につきましては、度々質問をして参りましたが、いよいよ実践をしていかななくてはならない時期がきました。姫新線の高速化事業の工事も終了し、来年、平成 22 年 3 月の新ダイヤ改正より、姫路上月間が時間短縮、いわゆる高速化と増便が行われることになっております。このことは、ひとえに、姫新線沿線の市町が電化促進同盟を結成し運動を進めてきた成果であると思います。今後は、沿線市町が利用促進を図り、利用者を増やして行く事が、求められております。

また、路線バスにおいても、長年にわたり公費を導入しておきながら休止され、地域住民の移動手段が少なくなっております。そこで以下の点についてお伺ひしたいと思います。

姫新線並びに路線バスの利用促進を具体的にどのように進めていくのか、お伺ひします。

また、公共交通機関のあり方について、どのような考え方をされているのかをお伺ひしたいと思います。

大きな 2 点目としまして、災害復興等についてお伺ひしたいと思います。8 月 9 日の台風 9 号に伴う集中豪雨による災害以降、本日で 4 ヶ月が来ましたが、未だ行方不明の方が 2 名おられます。その様な中、被災地において、人は他の市町への流出・空き地が増えて

いるのが現状ではないかと思えます。1日も早い被災者の生活再建・復興が望まれています。

そこで以下の点について、お伺いしたいと思います。

災害復興対策室が2ヵ月余りで設置されましたが、復興対策室の業務内容等と既存の課との関係についてお伺いしたいと思います。

また、災害復興計画検討委員会が、この11月5日に第1回目の委員会が開催されておりますが、今後、設置されます災害検証委員会からの検証が、その復興計画に反映されるのか、お伺いしたいと思います。

被災地では、空き地が増えていますが、被災者生活再建支援等の対策についての考え方を伺いしたいと思います。

この場での質問は、以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（山田弘治君） まず、町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） おはようございます。今日は、12月9日と、今、松尾議員のお話ただけましたように、8月9日の災害から、丁度4ヵ月目を迎えました。あらためて、亡くなられた方のご冥福と、未だ行方不明の方の1日も早い発見を、心からお祈りをいたします。

それでは、松尾議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、姫新線並びに路線バスの利用促進を具体的にどのように進めていくのかとのご質問でございますが、ご承知のとおり、姫新線の輸送改善事業については、兵庫県、沿線2市1町、JR西日本が協力して、平成18年度から21年度までの4年間で地上設備工事を進めており、今春には新型車両も導入を既にされたところでございます。

22年3月のダイヤ改正時からは、時間短縮が図られるとともに、社会実験として、2年間の増便試行も開始される予定でございます。このため、姫新線の利用促進の一環として、本年度、パークアンドライドの推進のため、利用者が無料で利用できる駐車場を播磨徳久駅前、三日月駅前に整備を行っております。このことにより播磨徳久駅前では、既存の駐車場と併せ約70台、三日月駅前で19台が駐車可能となります。

次に、利用促進の具体策としての今後の取り組みであります。同盟会におきましては、ポスターの作成や、姫路のラジオ局FMゲンキが発行する広報誌への広告などをおして利用促進を行おうとしております。

町におきましては、現在検討中でございますが、職員を中心とした取り組みを進め、通勤に利用できる職員は、できる限り定期券購入による姫新線の利用を促し、出張についても原則同様とし、往復切符の購入を勧めたいというふうに考えております。

また、名刺・郵便封筒等に貼る利用促進のラベルシールを作成しPRに努めるとともに、役場庁舎等にも懸垂幕を掲げ住民の方々への周知も図ってまいりたいというふうに考えております。

また、ウイック姫路チャンネルで、佐用町だよりとして、毎日5分間の放送枠をいただいておりますが、この中で姫新線を利用して佐用町に来ていただけるよう、イベント等のPRも行っていきたいと考えております。

町外からの観光客には、1日ゆっくりと散策をしていただくため、町内各駅からのハイキングマップも作成中であります。

次に、路線バスの利用促進でございますが、町としては、路線バスの維持と利用促進を

図るため、事業者に対する運行経費の赤字補填や利用者への運賃助成を行ってまいりましたが、議員ご指摘のように 10 月末をもってウエスト神姫が運行する町内の 3 路線が、休止されております。これは、利用者の減少により路線収支の悪化によるものですが、人口の減少、少子高齢化、マイカーの普及など、社会状況、時代の変化によって進んできたところであります。このようなことから、路線バスの維持は、非常に難しい時代となっておりますが、佐用チャンネルなどをおしての PR を行う一方、引き続き事業者に対する運賃経費の補助や利用者への運賃助成を行い、利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、公共交通のあり方について、どのように考えているのかということでございますが、本町の公共交通の核となるのは、やはり鉄道が主であると認識をしております。そのため、駅までのアクセスを生活交通と位置づけ、その手段として、交通困難者に対し、さよさよサービスやタクシー運賃助成事業などをはじめ、スクールバスの活用などにも取り組んでおります。

本町のように交通空白地が多いと、主たる交通手段は自動車やバイクに頼らざるを得ない状況にありますが、運転者の高齢化に伴う事故防止や免許を持たない、いわゆる交通困難者と呼ばれる住民のために、生活交通を確保することが、安心・安全社会の構築に欠かせない施策として考え取り組んでおります。

しかし、個別の要望にすべて応えようとするれば財政負担が膨大となりますので、利用者のニーズを見極めながら、財政負担のできる範囲内で、効率的な交通体系の創造を、交通事業者等も含め、公共交通対策協議会などの場で議論し、検討をしてみたいと考えております。

次に、災害復興についてのご質問でございますが、あまりにも甚大な、この度の災害に対して、被災者の方々に対する総合的な支援を行うために、8 月 19 日に災害復興対策室を設置をいたしました。災害復興対策室におきましては、当初は主に、り災証明書の交付や被災者の方の生活相談、住宅再建などの相談業務全般にあたってまいりました。また、住宅の応急修理の実施や全国各地から寄せていただいた義援金の配分、県の支援金などの交付事務も実施してきたところであります。

10 月 1 日からは、災害復興本部を立ち上げ、災害復旧・復興に係する各課、支所など役場内の横の調整を行いながら、現在では災害復興計画策定の事務局も担当しております。また、災害復興全般では災害復興担当理事を中心に県との連携・調整なども行っております。

次に、災害検証委員会による検証も学識者の方を中心に行っていただく予定で進めていますが、今回の町において行ってきた災害対応について検証をしていただき、課題、問題点については、地域防災計画に反映することはもとより、役場内部の災害時における対応マニュアルや水防計画にも反映させていきたく考えております。

また、検証を行う中で、地域防災のあり方、災害に強いまちづくりなどに関する意見については災害復興計画にも反映をしたいというふうに考えております。

次に、空き地が増え、被災者生活再建支援等についてであります。ご指摘のように被害の大きかった地域では、建物の取り壊しによる更地が増えてきております。国の制度による被災者生活再建支援金制度により、世帯人員 2 人以上の場合、全壊住家については基礎支援金 100 万円、建築・購入加算支援金 200 万円、補修は 100 万円、大規模半壊の場合には、基礎支援金 50 万円、建築・購入加算支援金 200 万円、補修 100 万円などの制度で対応し、現在のところ、389 名の方が申請をされております。

また、県・町の被災者生活再建支援金では、半壊住家 25 万円、床上浸水は被害程度により 15 万円又は 5 万円の支援を行って参りました。

更に、兵庫県が推進してまいりましたフェニックス共済制度については、任意加入の共済制度のため、全ての方が対象という訳にはまいりませんが、147名の方が申請をされております。その他、災害援護資金貸付金、ひょうご住宅災害復興ローン、住宅災害復興融資利子補給などの制度がございますが、現在のところ申請された方はありません。

また、住家の補修、家具・電気製品の購入、自家用自動車の購入などに利用できる被災者生活復興資金貸付金は、300万円以内の貸付で無利子であるため、現在79名の方が申請をされております。

何とか取り壊された跡地に住宅を再建していただきたく願っておりますが、今後、河川改修工事に伴い、建物の移転を余儀なくされる地域でのまちづくりも、今後検討しなければならぬ課題であるというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず姫新線と言いますか、公共交通機関の利用促進について伺っていきたく思います。

まず、これまでも再三にわたって、こういったことを言っているわけですが、中々、実際に利用者が増えてこないというのが現実かなと思います。やはり、ポスターとか、FMでPRを続けるということですが、やはり、それでは、中々いかないというふうなことが現実問題あるかと思えます。町の方針として、職員を中心とした定期券の購入を勧めるとかいう部分がありますけれども、こういったことを、早速、やはり、この4月から進めていく必要があるのかな。せっかくこう、4月から増便されるのにもかかわらず、利用者がなくなるというのは、非常に残念なことになりますので、これまでと違った、まず、行政サイドから、そういった方向付けをしていくのが一番かと思えますが、先ほど、答弁の中にありましたように、町としましては、職員を中心とした形で、定期券の購入を進めていき、利用促進を図りたいと言われてますけれども、この件につきましては、新年度早々からの実施になるのでしょうか。いかがでしょうか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 定期券、特に、職員の通勤でございますとか、出張、そういったことにつきましてですね、職員が、まず率先をして範を示すというふうな観点からですね、新年度から、そういった形で取り組む方向で現在検討を進めております。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、そういった形で、職員からいち早く利用するという方向を作っていくのが一番かなと思います。

まあ、われわれも、そういった意味で、極力使うように努力はしていきたいというふう

に思っております。

続いて、路線バスの利用でありますけれども、まず、長年にわたりまして、これまで1年で1,000万から1,300万といった形で、毎年のようにつぎ込んできたという経過があります。そういった中で、3路線が休止になるというのは非常に残念な部分があるわけですが、すけれども、まあ、これは、ちょっと言うといい過ぎかもしれませんが、いわゆるサービス過剰にしたために、こういった経過が出てきた可能性もあるわけですね。そういったところ、なぜ、こういった休止に追い込まれたかというふうなことを検証されたかどうか。いわゆる、ただ単に、乗る方が少ないからという部分の前に、まず行政が行ってきた事業と、公共機関とのあり方、こういうことに関して検証されたかどうかをお伺いしたいと思います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まずまあ、今回、町内運営するですね、3路線が休止ということで、非常にまあ残念な結果となっておりますけれども、特にまあ、事業者の方からは、先ほどの町長の答弁でもございましたように、路線の収支の悪化というのが、大きな原因であります。特にまあ、私どもといたしましては、町といたしましてはですね、事業者へのはですね、路線補助、そしてまた、利用促進という観点からですね、運賃助成というものを行って、利用促進を図って参ったわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、事業者としてはですね、経営がまあ、この路線については成り立たないというふうなことから、休止に至ったというふうなことでございまして、具体的に、その検証というふうなことはございませんけれども、相対的にですね、そういった形での結果に、あいなったということでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあまあ、利用者が減って来たら、どうしても業者としては、業績の悪化というふうな部分と言われるかと思っておりますけれども、まず、これまで、せっかくそういった形で、3路線が年間に500万ぐらい入れたり、まあ安い所では、これ300万ほどですけれども、3路線で概ね1,000万から1,300万ということを入れたわけですが、それが休止になるということになりますと、考え方によれば、ちょっと余分な金を使ってしまったかなというふうな部分になるかと思えます。

まあ、そういった中で、先ほども、答弁の中でありましたけれども、主として、鉄道を公共機関として考えていくんだという中で、生活交通として、さよさよサービス、タクシー、スクールバス等の混乗化、そういったものを利用するという部分があるわけですが、ただ、非常にここで問題なのは、さよさよサービスが充実することによって、いわゆる先ほど言われたJRを中心と言うんですか、いわゆる姫新線と智頭線というものを中心に考えていきたいという中で、直接、この佐用の方に乗せてくるということになりますと、その利用者そのものも少なくなる。例えば、私、三日月ですから、三日月から佐用まで、それぞれ連れて来ることによって、いわゆる国鉄の利用者が少なくなる。いわゆる町が進めていっている利用促進、また増便というふうな部分に、町自らが、マイナスのことをやっ

ているということがあるわけですよ。ただ、それは、住民にとって、もの凄いサービスなんです。ただ、そういった部分も考えていく必要がある。また、サービス過剰になることによってマイナス面もあるということです。

例えば、最近、中々、車の方が発達してますから、皆さん、それぞれそうですけども、中々、歩く機会がない、ということは、健康に段々段々、健康に悪いことしているいうんじゃないですけども、健康のために公共機関を使う。公共機関使うことによって歩くというふうな部分にしていく。そういった捉え方も、1つの考え方かな。確かに、住民サービスということで、当然、交通弱者の方を、どうやって救うかというのは、当然、考えていかないかん。けども、そういった中で、また、健康づくりの一環として公共交通機関を使う。最寄の駅までの、いわゆる生活交通として充実はさせていく。そういったことは必要かと思いますが、今現在、それぞれ目的地まで、直接輸送するという形があるわけですけども、そういったことも若干見直す要素があるのかなというふうには考えますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ今、松尾議員からご指摘のところはですね、1つ1つ分かる、お互いに、よく分かるんですけども、実態として、中々利用される方にとってはですね、そういう選択は難しいというのは、生活に慣れてしまってます。車でですね、目的地から目的地までという便利な生活というものをですね、中々、そういう健康面、また、この地域の交通を、こうしっかり、いろんな面を利用してですね、それぞれを守って行こうというですね、そういうところは、頭では分かっているけども、実際に、それを利用していただけるとかという難しい面はあると思います。

ただまあ、この姫新線、鉄道は、町内の1つ、を貫いているですね、幹線の交通機関です。公共交通機関ですね。町内だけの移動ということも当然、利用も、促進も図らなければならぬんですけども、やはり、今の生活、町民の皆さんの生活として、町内だけの生活ではない。当然、広い範囲内での経済活動や、またいろんな生活の範囲というものが広がっている。そういう中で、町外、姫路、阪神間、また岡山方面、そういうですね、広い所に、それぞれが自由に行ける、便利に行ける。そういう機関としてですね、交通機関として、この非常にまあ、姫新線というものも、皆さんの大きな柱になっているということ、これを守っていこう、維持していこうということですので、そういう意味で、町外へ通勤されている方、通学されている方、または、いろんな面で旅行される方、こういう中でね、まずは、大きくは、利用促進を図っていかねばならないと思います。

それから、まあ、町内においての、例えば、三日月から佐用まで、上月から佐用までとか、それぞれにおいても、利用していただくようにですね、促進を図って、利用者の促進を図って参りたいと思っておりますけども、それは、駅からまた家までとか、それぞれパーク&ライド、これもですね、町内でのパーク&ライド、そういう点についても地域の皆さん方にも、是非、そういう大きな、交通機関を今後残して維持して、残して守っていくためにもですね、利用していただきたいということでのお願いはしていこうというふうにして参ります。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、そうですね。町外ばかりじゃなしに、町内でのいわゆるパーク&ライド、こういったことは、十分に検討していただきたいなど。まず、極力、そういった公共機関を使うことによって、健康が維持されることによって、いわゆる国保税も安く済むといったプラス面も結構出てくるかと思うんですけども、まず住民サービスも非常に大事な部分があるんですけども、中々難しいかと思えますけども、まずそういった扱い方も、今後、十分に検討していく必要があるかと思えます。

今後、この来年の4月から、具体的に進めていかないかという部分がありますので、そういった全般的な考えを取り入れる中でやっていただきたい。

まずは、そういった意味において、先ほども言いましたように、職員の方から方向性を作っていくというような格好で、皆さんも大変かもしれませんが、少し早く出て、また逆に、時間の都合によって早く帰らなくてはいけないというような状況、いろいろあるかと思えますけど、まず、自分達が、そういった方向を見せつけるというのが、一番いいかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、続きまして、大きな質問の災害復興についてお伺ひしていきたいと思えます。

まず復興対策室、まず設置後につきましては、り災証明、また相談業務等、いろいろこう行ってきたということですが、その相談業務におきまして、今現在は、どのようになっていますか。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 現在の相談業務の状況でございますけれども、当初は、先ほど、町長の答弁でありましたように、生活再建の支援関係、それから、住宅の応急修理等、こういったことを中心に、相談が多く寄せられております。現在のところは、生活再建支援金でも、今後、補修なり、それから建築等の分、この基礎支援金などの請求、そういったことが主で、現状としては、1日に数件程度の相談というような内容になってきております。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ということは、未だに、相談室は、ちゃんと機能しておることですね。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） この度の12月の異動で、災害復興対策室も正規職員、それから臨時職員、人数は、相当減ったんですけども、こちらの佐用相談所、それから上月相談所、職員配置して、今のところ、未だ従前どおり相談関係受け付けしております。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、相談業務というのは、中々しっかりした形で置いておかないといけないというふうに思います。

まず、その相談に来られた時の対応としてね、いわゆる一元化で、皆、そこでできるようにしてあるのかどうなのか。意外とこう、縦割りの部分がありますので、この業務はあちらです。こちらですというふうな状況になっているのかどうか。いわゆる一元化、その窓口に行けば、そこで全て対応できるというふうな体制の中で進められているのかどうか、お伺いします。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 今、おっしゃるとおり、災害時に、被災された方、役場の窓口で、あちこち行かれるというのは、非常に不便になって来ます。そういう関係で、対策室で、こう相談業務を受けながら、先ほど、り災証明の話も出てましたけれども、り災証明の発行でありますとか、それから、他の課にまたがる、税の減免関係、そういった関係の申請用紙も対策室に備えております。そしてまた、災害ごみの搬入等で、クリーンセンターへの持込、こういったごみの搬入関係の手続きも、相談室の方で、できるようにして、それぞれ相談に応じて、それぞれの関係する課へ連絡を取れるような形をとっております。現在も、同じような形でおります。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあまあ、それぞれの課に連絡をとってということですけど、まず、相談に来られた方が、他の課に移動しなくても、その場で、いわゆる、その他の関係する課から来ていただいて、そこで話ができるという状況にしてあるのか、いわゆる連絡はとっておるから、向こうへ行ってくださいという形かどうかということです。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 全ての業務について中々精通している職員ばかりではありません。そういう中で、この佐用相談所においては、当然、り災証明の関係でありますとか、他の業務についても、相談に来られれば、できるだけ相談室の方へ来て、手続きができるような形でとっております。

それから、上月相談所においては、別室を設けて、どうしても専門的なこと、それから、担当で、相談業務の中で分からないことについては、後日、それぞれの課から連絡をした

りというような形で、やむを得ん場合は、当然、それぞれの担当課へ行っていただくという形の対応でございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） あの、やはりね、これはいわゆる既存の課と復興対策室との関係をね、きちっとしておかないと、いわゆる被災者が、うろうろ、うろうろしよったんでは困るわけですよ。そやから、復興対策室で、いろんな相談業務があるとすれば、例えば、農業のことも、ついでに聞きたいということになれば、復興対策室から、最寄りの課の方に連絡して、その担当者に来ていただいて、その場で話がしてもらえると、そういった一元化をしていかないと、被災を受けた人が、あっち行き、こっち行きしよると、中々時間かかって大変なわけですよ。やはり、そこらは、おそらく、そういうこと、きちっとされてあると思うんですけども、町長が、日頃から、対策室に対して、各課全面的に協力せいということは、日頃から言われておると思うんですけども、そういったことは、やはり、大事なかなというふうに思います。

そうしていかないと、被災者、非常に分からないわけですから、せっかく相談来ても、あっち行き、こっち行きだったら、何もならへんとかいうふうな部分がありますので、そういった対応が、今後とも、必要かと思いますが、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、相談に来られる方もですね、内容的に、一応、災害、農災とかですね、近くの災害の復旧、こういうことが、非常に多いんじゃないかと思えますし、復興対策室という形の相談業務の中の担当者もですね、それぞれ配置しておりますけども、今、聞きますと、それ程、相談の方も少なくなってますし、内容的に、そういう内容が多いので、それは、それぞれの農林振興課、または建設課、それぞれ災害対策としては、当然、相談をお受けしてですね、お話をさせていただいておりますのでね、ある意味では、全、それぞれの担当課が一緒になって対応をしております。

特に、今、そういうふうに来られた方をですね、あっちへ行っていただいたり、こっちへ行っていただいたりというような形で、非常に不便をかけているというような点は、今のところは、ないというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、そういった相談業務を含めとして、災害対策については、やはり一元化した中で、全てを対策室の方が十分に把握した上で、対処していかないかんのんかなと思います。

先ほども言いましたように、既存の課との関係、そういったものを十分に、今後も進めていっていただきたいと思っております。

また、続いて、復興計画の検討委員会ですけれども、先ほども言いましたように、11月の5日が、第1回目行われているわけですが、だいたい3月ぐらいに計画案が出てくるといふふうに言われておりますけれども、ただ、検証委員会が、来年1月に設置というふうな中で、本当に、検証したことが、十分に計画、復興計画検討委員会の方で審議される間があるのかな、どうなのかなというふうに思っております。

まず、検証委員会の日程等が、どういうふうな形で進んでいくか分かりませんが、いわゆる復興計画検討委員会は、3月ぐらいを目途とした形で、計画を出したいという方向がある。そこで、若干のギャップがあって、本当にこう、検証したことが、十分に計画に乗るのかなというふうに思っております。

そういったことが、どのようになっているかお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 復興計画というのは、今、取り組んでおりますのは、災害の、あらゆる角度から、検討の中で、いろんな被災した所の生活の再建、被災者の生活の再建、それから、今後の、防災対策、そして、これからの町の、また元気な町を取り戻すためのですね、産業面、産業や、また農林や農業や、そういう面へのですね、今度対策、そういう柱を作って、1つの指針、復興をしていくためのですね、町としての基本的な方向性を検討していく、考えていこうというのが、復興計画であります。

そういう、その災害、特に、その1つ1つの柱の中で、例えば、今、言われる、今回の災害における、いろんな問題点、対応のですね、そういう防災対策につきましては、地域防災計画というのは、当然これから、そういう検証も、当然、教訓に、中から学んだものを、改めて、防災計画の見直しも行っていく。これは、防災計画は、防災計画として、別途、地域とともにですね、地域の防災計画というものも含めて、町の防災計画を見直していくという作業を行っているわけです。

ですから3月までにですね、復興計画を、一応、これは作るというのは、大きな観点から指針を作ると。また、住宅の再建や、また地域の、それぞれの住宅等、そういうものを再建をしていくような、地域計画というようなのは、また地域ごとに考えていかなければなりませんし、まあ、個々の課題につきましては、当然、復旧をしながら、その計画を改めて、個々の、いろいろな計画というものを、それぞれが、また作っていくというのが、今後の方針でございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、せっかく検証委員会いうものを設置してやるわけですが、そういった災害にかかる検証をしっかりした中で、いわゆる復興計画に、入れていくというのは、これは当然な話かと思っておりますので、そういった中、しっかり入れていかないと駄目かと思っております。

また、生活再建という中で、一番問題なのは、いわゆる住宅再建、この部分が非常に大事なかなと思っております。そういった中で、仮設住宅も約70戸ほど入居されているわけですが、そういった住宅再建につきましては、いろんなプランがあるかと思っております。

ども、まず、そういった住宅再建にかかわるプラン言うんですか、そういったものを、今現在用意してあるかお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 個人個人の被災された方の住宅再建のプランということではなくって、その例えば、今、仮設住宅に入っておられる方、住宅を失われた方を含めた、あれですか、住宅を今後どうされるかということの、町ができる支援、できる範囲内の問題、町としての取り組みをどうするかということですか。

〔松尾君「そうです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 町といたしましてはですね、それぞれ、被災された方が、今、新しく、住宅を修理したり、再建をしていただきたい。それには、先ほど、お話ししました支援というものは、限られた形ですけども、支援、生活再建支援法に基づく支援金の交付等を行っております、それぞれの被災された方が自立してやっていただきたいということなんですけれども、中々、経済的にもですね、それが難しい方もいらっしゃいます。で、特に、仮設住宅等に、雇用促進住宅、入居していただいている方におきましては、一応期限が2年間ということ。この方達が、今後、元の所へ戻って、住宅を再建していただくことができれば一番いいわけですけども、どうされるかというのは、これからの聞き取り調査や意向調査を踏まえないといけません。

で、それが中々難しい方について、今後、じゃあ、それぞれの地域に戻って生活していただくためにですね、どのような対策をしなければいけないか。これは、住宅、その地域の元のコミュニティに戻って生活していくためには、そこに住んでいただく恒久的な住まいというものが必要になります。その点、個人で、建てられ、それが再建できないという方が、そこにはかなりの方がいらっしゃるということになれば、町として、そこに公的な住宅も建設を考えなければいけない。復興住宅と言われる、よく災害地と言われるような住宅のね、建設が必要かどうか、このへんも、そういう方の意向を調査してですね、必要であるということであれば、そういう取り組みもしていかなきゃいけないと思っております。

それから、町営住宅等につきましてもですね、当然これ、復興住宅も町営住宅の一種になるんですけども、その今回の河川の改修工事、事業なんかで、住宅が移転になるかどうかというような点もありますけども、そういう、その町営住宅の、今後、量が必要であるということになればですね、町営住宅の建設ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、まあ、一番は、それぞれの方が、自分達の家を作って再建していただくということが、それを町が、できるだけ支援をしていくということが一番大事だというふうに思っております。

河川の大規模改修で、この流域の中で、河川に近い家ですね、立退きしていただかなければならないというような所が、かなり出てくると思うんです。そういう中で、今、被災されて取り壊しをされて、たくさんの土地、更地が生まれております。そういう個人の土地でありますけれども、そういう土地をですね、できるだけ周辺の地域の皆さん方と一緒に考えてですね、今後、土地の利用がしやすいような、町としての支援、土地の区画整理的なですね、ことをして、住宅の宅地の提供が、お互いにうまくできるようにですね、

そんなことも、やっぱり地域地域で考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、今のところ、未だですね、どのあたり、どういう方が、どれぐらいの戸数が、そういうことになっていくのか。また、住宅の再建が、自分で中々、できる人、できない人、どういうふうな状況なのか、このへんの意向調査等も、まだ当然できておりません。今後の、これは1つの課題として取り組んで参りたいというふうに思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、仮設住宅というのは、こう2年間というのを区切りがありますので、この2年間にどうするかというところで、当然、意向調査いうのものをしっかりとってもらおう上で、まず町として、いわゆる低コストのプランというものを、やはり提供していくぐらいでなければいかなのかというふうに思います。

まあ、いろんな建て方があるかと思うんですけども、まず先般、ちょっと柏崎の方へ行って来ましたが、やはり柏崎市が、いわゆる低コストの住宅いうものを、プランを3つ4つプランを提案しているわけですね。それで、そういった中で、自分とこに合った建て方をしていく。自分の住んでいる土地に住めるというふうなことで、非常にこう、価格の安いプランをしていくというふうな部分があります。そういったことで、やはり、中々、自分からしていこうとすれば、非常にこう、残念なことですけども、今回こういったことを契機に、しっかり儲けようという業者があります。そうじゃなくって、本当に被災者のために頑張ろうという業者もあるわけですから、そういったところから、低コスト住宅の提案なんかいただいた中で、このやっていくというのも1つの方法かと思えます。

やはり今後、どういった形で、そういった方々から、いろんな話を聞くかという部分もあるわけですけども、できれば、そういった低コスト住宅というものを、町から、提案していくということを考えていかれたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 中々、個人個人の住宅のニーズというものが、それぞれありますから、町が、こういう形でやれば、これだけの価格でできますよというようなコストですね、を含めた提案っていうのは、今の、町が実際のプランを持ってっていうのは難しいですし、それぞれの住宅メーカーとか、個人の大工さん、町内の、この建築業者さん、そういう方達が、協力をしていただかないと、町独自では、中々できない。そういう中で、市場原理の中で、皆さん、競争ですから、そういう方が、皆集まってですね、一緒に、その何か、今回の災害に当たっての、低コストの住宅のプランを、皆で共同で作っていくということは、これも中々実際には、難しいなと思えます。

ただまあ、今、県なんかでも、県産材を使った住宅プランとかですね、そういう情報、プランはあります。それで、県産材を使えば、それに対する補助とかですね、住宅なり建築に対してのですね、少しでもまあ、安くできる、また、他の、県内の材木を使う、推進していける、一緒に、それにも協力していただけるようなプランとしての情報、そういうものはですね、必要な方にと言いますか、今後、住宅を再建される方にですね、情報提供

をしていくというようなこと、それはできると思いますし、そういうことも含めて、相談をいただけるようなね、いただければ、そういう情報なり、こちらからアドバイスもしていきたい。そういうことについては、考えていきたいと思いますが、町としてのプランを提示するということが自体は、中々難しいと思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、先ほども言いましたけれども、柏崎の方では、どういうふうになっているかということ、低コスト復興支援住宅の推進等ということで、土地を有し、被災した元の場所において自力で再建しようとする低所得者等に対して、短期間で建設が可能な、低コスト復興支援住宅等の提供を行っているというふうな部分があるわけですね。市と町との違いもあるわけですが、まず、ここで、若干こう簡単に言いますと、2LDKで、いわゆる延べ床面積ですけれども13.5平米で550万程でできますよというふうなプランもあったり、また、これも平屋ですけれども2Kで15.5平米で700万というふうな部分で、復興基金の助成金がありますから、そういった部分を引きますと全部で500万程度でできるとか、そういったプランをいくつか提案しているわけですね。それで、それによって、自分の持ち家で、元の土地で住めるというふうな計画を、ドンドン提案しているという部分がありますので、こういったことを、極力取り入れる中で、自分が、これまで住んできた所で住んでいけるというふうにしていけばいいのかな。

また、低コスト住宅の中で、一度話ししたことがありますけれども、リバース・モーゲージの、いわゆる不動産活用型の融資制度ということで、そういったものも、これは新潟県ですから、あるわけですが、兵庫県には、今現在のところありません。ただ、そういった中で、兵庫県にはありませんけれども、佐用町でできる範囲のそういったことも考える必要があるかな。いわゆる、自分の土地というものを担保に出して、いわゆる利子だけ毎月払うことによって、自分が住んでいる土地に、自分の家で生活できるというふうな方向もあるわけですから、まずいろんな所で、こういった被災を受けた、全国いろんな所がありますけれども、皆さん、いろいろ考えて、住民の方に提案している部分がありますので、佐用町においても、そういった情報というものは、当然、復興対策室の方では、十分に収集されておられるとは思いますが、まあ、佐用町に合う、そういったものを、ドンドン取り入れる中で、1日も早い復興いうものを取り入れていかないかのかなというふうに思います。

中々、県外の情報を仕入れるというのは、兵庫県としては、非常に辛い部分があるかと思うんですが、やはり住んでおられる住民の方のことを考えれば、広くいろんな情報を集める必要があるかと思いますが、そういった点について、どのように考えておられるか、やはり、県が提案するだけを考えているのか、県外のいい部分があるとしたら、そういったところから、ドンドン情報を仕入れて、佐用町に合った、新しい施策でも作ってもやるんだという意気込みがあるかないかという部分ですが、そういった点では、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長(庵道典章君) 今、お話いただきましたことを参考にさせていただきますけれども、当然、今まで、全国です、大きな災害を受けて、そこから、いろいろと復興を当然、今まで、努力して復興をされてきた、その経験、それは貴重なものだと思います。そういうことで、今後、被災された方が、生活再建を、1日も早くですね、していただくためにも、町としてできることというのは、そういう情報も、非常に大切だと思います。被災をされた、大きな被害を受けて復興をされた地域が取り組んで来られた経験というものを、是非まあ、できるだけ情報収集して学んでですね、必要なこと、できることを町としても、これから被災者の方に、支援をしていく、そういう考え方でね、取り組んで参りたいと思います。

今言われた復興住宅と、住宅の再建というのは、やっぱり一番大きな課題だと思いますけれども、低価格ということで、今、15.5 平米という、これ多分 15.5 坪ぐらいかなと思います。平米じゃなくてね、15 坪ですね、700 万、これ決して、そんなに低価格でもないなという感じはするんですけどもね、町ができることというのは、その建物のよりかは、できるだけ、今までと同じ所に、土地の問題ですね、それがきちっとした、宅地であれば、また、それで、いいんですけども、せっかく、その近くで、たくさんの方が、一緒にいろいろと計画、土地があって、計画をされるのであれば、広い土地があればですね、それを皆に、また分けて、少しでも負担が、それぞれの負担が少なくなる。そして、そこに道路とか、いろんな設備をする面で、整地をしたり造成する面でね、町としての支援ができるかなと。そういうことの中で、町としては、支援をしていくことが必要かなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、松尾文雄君。

7 番(松尾文雄君) すいません、すいません。平米じゃなしに坪です。えらい申し訳ないです。

そういった中で、いわゆる復興基金の補助金とか入れますと、概ね 500 万までぐらいでできるとうふうな状況である。そういったことで、町長も、先ほど言われましたように、いろんな情報を収集、集められまして、いわゆる支援、被災者のためになるような施策いうものを、逆に、町から、ドンドン提案していくぐらいになっていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、1 点、いわゆる復興計画の策定が、今後行われていくわけですけども、そういった中で、非常に被災受けられた地域、そういったとこの意見言うのが、非常に大事になるかと思っておりますけども、当然、そのまあ、アンケートはされましたけれども、地域懇談会と言うんですか、そういった部分、いわゆる今回被災された、大きく被害があったのが、久崎、上月、幕山、また平福、あと、この佐用の商店街、他いろいろあるわけですけども、そういった、個別での懇談会というのは、どのようになっておりますか。地域づくりとかいう、そういう大きなスペースの中で、いろいろこうされてるというのは、聞いているわけですけども、個別の部分においては、地域懇談会というのは、どういった形になっていくかお伺いします。

議長(山田弘治君) 残り時間 5 分切りました。4 分です。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 個別と言われるのが、どういうことなのか。今、地域づくり協議会というのは、まあ1つの小学校区ぐらいな単位、今、言われた、久崎、上月、幕山、平福とか、それぞれの所で、懇談、意見交換会という形での懇談をさせていただいております。

で、まあ、中々これまでですね、災害して、自治会長さんや農会長さん、まあ、特に、自治会長さんを中心に状況を説明したり、意見を、話を、地域のお話を聞いたりしてきてたわけですがけれども、今後ですね、当然、復興の、いろんな事業なりを取り組んでいくんには、また、それぞれの事業に関係した、また関係地域との説明なり、懇談もしていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、地域においては、また、いろんな問題を話をしたいということで要請を受けております。まあ、そういう所には、また出かけてさせていただいて、いろんなご意見も聞かせていただこうというふうには思っております。

どっちにしても、全域、非常に町域が広いし、関係集落も多いわけですし、中々、きめ細かくですね、やっていきたいと思いつつも、十分な時間も取れないというのが、現状なんですけれども、まあ、できる限り、地域の皆さんの意向や、またご意見、そういうものもお聞かせいただけるように、努力をして参りたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね、やはり各地区別にしっかりと意見を聞く中で、新しい、いわゆる復興計画というものを作っていただきたい。それで、いわゆる被災者にとって良かったと言われるような、地域づくりというものが必要かと思っておりますので、まず地元で、いろんな話を聞いていただきたいなというふうに思っております。

中々、大変なことが多いかと思っておりますけれども、復興に向けて全力を傾けていただきませうようお願いしまして、以上で終わります。ありがとうございます。

議長（山田弘治君） 松尾文雄君の発言は終わりました。
暫時休憩をいたします。40分再開といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。
1番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番議席、石堂です。

まず最初にお断りをします。質問通告書中、災害からの経過月数を誤って記載しておりますので、本文朗読中に訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

今回、私は、災害関連で、2点の大きな項目で質問をさせていただきます。

まず、1つめ、災害復興計画の策定について。台風災害からの本町の復興は、被災者の

生活再建と農業基盤の早期本格復旧、そして商工業の再生などを行い、各地域の再興を段階的に進めることが大切であります。単なる災害復旧ではなく、被災前の活力を取り戻す災害復興計画が、今、望まれています。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、地域づくり協議会との懇談会と、それからアンケートでの意見集約だけで住民意向の把握は十分できるのか。

2 点目、被災集中地での地域懇談会は必要ではないか。

3 点目、素案段階でパブリックコメント等、住民意見の反映が必要ではないか。

4 点目、基本理念や計画骨子・中間報告等、その都度議会との意見交換が行われるのか。

5 点目、災害復興計画の役割と策定の基本的な考え方を伺います。

なお、この質問等については、先日来の一般質問で質問されている議員の質問項目と重複する部分がありますので、その部分については、答弁を割愛していただいて結構です。

それから、大きな質問の 2 点目ですけれども、台風第 9 号災害検証委員会の設置についてです。この 12 月の議会に提案されています。災害検証委員会が設置されることとなっていますが、災害事故が、発生から既に 4 ヶ月も経過しており、当時の状況を調査するには、非常に遅すぎると思われます。そこで、次の項目について伺います。

1 点目、災害検証委員会の設置目的は何なのか。

2 点目、防災体制の不備を考えると、これは検証委員会ではなく、事故調査委員会とするべきではないか。

3 点目、委員会設置前に、関係者、被害者遺族並びに関係者ですね、への正式な説明、それから謝罪を行うべきではないか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

地域づくり協議会とアンケート調査だけで住民意向の把握は十分なのかとのことでありますが、地域づくり協議会においては、会長・センター長さんをはじめ各集落代表者の方など、それぞれ地域の実情に詳しい方が多く、また、当日出席できなかった方やご意見が言えなかった方のために意向調査票も配布して意見を伺っております。また、アンケート調査につきましては、意見交換会でカバーできなかった方のご意見を伺うために、15 歳以上の住民の方から無作為抽出し、約 1,000 人の方を対象に実施をしております。地域の意向、思いを十分把握するため、直接意見を伺う機会と書面によって意見を伺う機会、両方に対応しているところでございます。

また、被害の集中した地域での懇談会が必要なのではとのことでございますが、当然、今回の地域づくり協議会との意見交換会では、久崎、上月、幕山など被害の集中した地域が含まれております。加えて、先ほど申し上げましたアンケート調査において、無作為抽出のうち 20 パーセントは、被災集中地域に重点配分して、被災された方の意見を数多く伺えるように配慮をいたしております。また、今後復旧、復興のための事業実施にあたっては、当然、それぞれの地域での懇談会なり、説明会などを行ってまいります。

次に、パブリックコメント募集など住民意見の反映については、災害復興計画の位置づけや重要性から考えても、パブリックコメントは必要と考えております。復興計画検討委員会の意見を伺いながら、募集時期、実施方法などを検討してまいります。

そして、議会との意見交換についてということではありますが、復興計画検討委員会へ提出できる資料が整いましたら、議会の方にも提出をさせていただきたいと考えております。議長・特別委員会委員長に検討委員に就任していただいておりますので、議会としての意見や考え方などを集約をしていただきまして、検討委員会で意見・提言などをいただければというふうに思っております。

次に、災害復興計画の役割と策定の基本的な考え方でございますが、台風第9号災害から1日も早い復興を目指すとともに、災害に強く地域の方々が安心して暮らせるまちを創造するための指針を定めて、今後の町の未来像を描くものであります。復興計画の基本的な考え方のイメージといたしましては、被災者の方の生活や住宅の再建など地域生活の再生、商店街の活力向上や農林業の再生など元気なまちを取り戻す産業の活性化。また、防災施設の整備、地域防災力の向上、コミュニティの強化など防災のまちづくりの推進などを柱として検討をしていきたいと考えております。計画策定にあたっては、地域の意見や思いをよく伺いながら、検討委員会で議論を深め、災害に強く、住民の方が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、台風第9号災害検証委員会の設置についてお答えをさせていただきます。

災害検証委員会につきましては、条例の提案説明でも申し上げましたが、この度の災害では、大変大きな人的被害とともに、広範囲にわたる建物の浸水や道路・河川・農地・農産物・山林等に大きな被害を受けました。そのため、今後、災害対策において、まず人命を守り、被害を最小限に食い止め、住民の方が、安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくりを推進していくため、町が行った今回の災害対応や地域での取り組みなどを防災関係に詳しい学識経験を有した外部の方に、総合的に、また多方面から検証していただくものであります。

次に、検証委員会を事故調査委員会とすべきではないかとのことでございますが、この度の災害におきましては、多くの人命を失いましたが、台風による自然災害であり、学識者の方に防災体制・関係機関との連携、災害情報の伝達、避難勧告・避難誘導など町における災害対応と地域での取り組みを検証していただくことから、検証委員会としているものであります。

次のご質問で、関係者とは、ご遺族やご家族の方等のことを言っておられると思いますが、ご遺族や行方不明の方のご家族の方には、それぞれお会いをして、お悔やみと同時に、このような事態に至ったことは、町の最高責任者として、誠に遺憾であり申し訳ないという気持ちを、お伝えをさせていただいております。また、10月10日には、幕山で亡くなられたご遺族の方にも集まっていたいただき、この時は、町において、これまで調査した状況を説明させていただいたところでありました。今後、正確な調査・検証を行うため、この度、学識者等による委員会を設置することといたしましたので、委員会の検証が終わりましたら、町といたしましても、引き続き、丁寧な対応と説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） まず1点目の復興計画の策定についてお伺いをします。

なお恐縮ですけれども、12月の5日、幕山地域づくり協議会と、この復興計画の懇談会に地元の役員をしておりまして、出席をしておりました。その時に、一住民としての意見

を述べさせていただいたりしてあるので、また、その部分と重複するところがありますが、一応、議会の場ということでご了解をいただきたいと思います。

この災害復興計画の必要性というのは、当然、誰もが考えて分かることなんですけども、この復興計画というものの位置付けですね、これについては、何に基づくものか。簡潔に説明をしていただければなと思うんですが。

ちょっと質問趣旨が伝わってないので、再度申し上げます。復興計画っていうのは、当然、町の総合防災計画の中に位置づけられていると思うんですけれども、その部分の明記されている部分を申し上げていただいて結構かと思うんですが。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 町の防災計画には、復興計画として記載した部分がございます。地域防災計画の中にですね、それがございます。ただ、それは、こういった骨組みだよといった骨子を書いてあるようなものでして、実際に、災害が起きて、で、この度、水害から、水害で、非常に大きな被害を受けたわけなんですけれども、その傷ついた現在の佐用町からですね、以前にも増して、素晴らしい町となっていくような方向付けを、今度大きな方針として立てていくというのが、今回の復興計画の基本的な立場だと思っております。

勿論、今の町の総合計画がございますんで、それとの整合もとって参りますし、今後、地域防災計画についても、一定の見直しをしていくものというふうに考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 恐縮です。あえて、その位置付けを明確にさせていただきたいなというふうに申し上げたのは、こういう災害時の、当然、復興計画っていうのは、どこの段階でも考えることです。それが、何に基づくものかということで、この地域防災計画の中に位置付けしてあるということですね。で、非常に最終編の第6編で短文ですけれども、復興計画っていうのは、著しい被害を受けた被災地域の住民の1日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧を総合的に推進するため定めるというふうに佐用町の地域防災計画の中にあります。で、この短文ですけれども、ここに明記されていることを、率直に、素直に読み取れば、とにかく被災地の、被災住民の意向を、生活を一番に考えなさいということだと思えます。で、その観点からお伺いしたいんです。

先ほど答弁をいただいた内容ですけれども、地域懇談会を13地域づくり協議会で行っていると。で、これについては、全ての地域を網羅し、なお且つ、そこには、各自治会の代表者も出ているという説明でしたが、これは若干、少し枠が大きすぎるのではないかと思います。実際、幕山においても、10集落あるわけですけれども、被災の程度は、非常に違います。辛い話ですけれども、本当に多くの人命を失った。そしてまた、河川流域を中心にして、農地、公共関係で被害が集中した本郷と、当然、山間地ですから、高い所の田和、あるいは桜、状況が大きく違います。からすると、やはり集落ごとの懇談会、意見集約というものも1つは必要じゃないかなというふうに思います。

それと、もう1点、アンケート調査ですけれども、抽出率が1,000人ということで、率的には、零点数パーセントかなと思います。で、その内の200名を優先的に被災地にとい

うことですが、これ、数の問題じゃなしに、本当に町が、り災証明等の関係もありますけれども、被災者として、データの把握できる部分、農地なんかの部分については、若干不明瞭かも分かりませんが、少なくとも、住宅被害については、1,900軒近く、これは世帯数ですが、少なくとも、このあたりには、アンケートは行うべきではないかと、私は、思います。

で、全町的に1,000件ということで、抽出率が零点何パーセントですよ。これやっぱり全体の意向というふうなかたちにはなり得ないと思うので、最低でも、その被災地、被災者を中心にしたアンケートの実施というのは、再度必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） まずですね、復興計画のことなんですけれども、この度の、その甚大な被害を受けた地区というのは、勿論、重点的に考えないといけないのは勿論なんですけれども、佐用町全体に大きな影響を及ぼしておりますので、被害についてですね、どう言うんですか、家屋だけじゃなしに、山林もありますし、田畑もありますし、非常に広い範囲での被害を受けているわけですから、そういった意味で、全部の地域を対象に、いろんなことを、それぞれの方の思いを伺おうということで、13地域の地域づくり協議会というのを1つの、どう言うんですか、住民の方々の思いを受ける場として回らせていただいているということでもあります。

それから、アンケートなんですけれども、1,000件っていうのは、これは私も専門でないので、こうだから、こうなんですという論理的な説明はできないんですけれども、今回の被害を受けた方も含めてですね、1,000件の抽出をすれば、統計学上で言えば、目的は果たせるということでもあります。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 地域全体の意向なり、当然、財政的なことも考えれば、町全体にかかわる大きな課題であるというのは、十分承知できますので、住民全体の意向把握というのは必要なことです。これは、否定するものでも何でもありません。

ただ、それ以上に、冒頭申し上げましたように、町の防災計画に定めているように、この復興計画の一番の原点は、被災地、被災住民の生活再建です。それを念頭に置くなれば、少なからずとも1,900件のアンケートを実施することは、やぶさかではないと思うので、是非、その点は、再考をしていただきたいというふうに思います。

それ以外、その各被災の集中地については、計画的な懇談会はないということでしたけれども、必要に申し出があれば行うということで、町長が答弁されているので、一例とすれば、旧の上月地区の久崎では、そういう要望が地元から出て、そういう懇談会が行われるということも聞いております。もし、他の地区からですね、そういうふうな要望が出れば、積極的に、この復興計画の策定に当たって、あるいはその、被災者の相談に向けても十分、対策室として、出向いて行っていただきたいというふうに思います。

それから、大きな2点目の方に、再質問に移らせていただきます。この台風9号災害の

検証委員会の方ですけれども、検証委員会の方の設置目的ですね、これについて、先ほど、答弁をいただいたところですが、その目的内容の中に、いろいろな防災体制とか不備も一部認めながら、今後の計画に役立てるというふうなことが、非常に話の中、半分以上あったと思うんです。で、この検証委員会と、佐用町の防災会議ですね、この関係について、説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 防災会議につきましては、災害現場の対応、あるいは、その場での対応の協議、それから、復興に向けての対策等の内部的な会議であります。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） それは、若干違うのではないでしょうか。

今回、例えば、その検証委員会で検討して、対応なんかの誤りがあれば、この防災計画を見直すというふうに、先ほど、説明されたわけですが、この防災計画自身を策定しているのは、これは、佐用町の防災会議ですよね。で、当然、その防災会議の中で、毎年、今年1年間の防災計画、啓発とか普及とか、そういうようなものも含めてですが、それを検証し、毎年ごとに、この防災計画というものを見直していく。これは防災会議の役割であったはずですよ。

で、先ほど、町長が答弁された内容であれば、今回の災害の発生以降の対応とか、それから復旧に向けての手立て、それから住民に対する普及啓発、あるいは避難マニュアルなんかの策定を地域ごとをお願いするとかっていう部分は、これは、本来の役割からすれば、当然、そういう機関が、佐用町防災会議というものが、位置付けられていますから、そこで行われるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 議員おっしゃるとおりですね、防災会議の設置の目的は、そのとおりでありまして、地域防災計画の見直しの実際的な主体となるべきも防災会議であろうということでもあります。

で、ただ、その検証委員会を設けるのは、防災会議と言いましても、専門家ばかりが集まっているわけではありませんし、しますので、今回、防災に、防災あるいは、危機管理の専門家にですね、町の対応について、第三者的に、検証していただくということになります。ご理解いただきたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂 基君。

1番(石堂 基君) 確かに、その防災会議に全て押し付けるというふうな趣旨の発言ではありません。いろいろな、このような事態ですから、いろいろな委員会なりが設置される、その委員会、その委員会ごとに、本当に、いろんな意見を出していただいて、この防災計画の見直しがスムーズに且つ効率的に進むという部分では、決して、この検証委員会の中で、そのことが議論されることを否定するものではありません。

ただ、この検証委員会自身が、本来の目的である、当然、防災体制の初動の問題、あるいは避難勧告の問題、こうした重要な課題を避けるということじゃないんですけれども、それを重きに置いての検証委員会であるべきというふうに、私は、思いますので、その点で、2点ほど質問をさせていただきます。

この検証委員会の、そしたら重要な検証のポイントですね、検証課題、これを重要なところを具体的に2点、3点、あれば。

それから、もう1つは、この検証委員会の委員のメンバーですね、これは、詳しい氏名まではよろしいですけれども、今、考えられている経歴ですね、選出区分、そのあたりを端的にお願いします。

〔復興担当理事 拳手〕

議長(山田弘治君) はい、復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) まずですね、重点的に行う点ですね、につきましては、町長の方からご答弁申し上げましたけれども、防災体制でありますとか、あるいは防災体制、ようは町の本部体制ですね、その日の勿論、初動についても入って参ります。そういった防災体制、あるいは関係機関との連携、これも初動の態勢の中で入ってこようと思っておりますけれども、そういったこと。

それから、今度、地域の皆さんへの災害情報の伝達。これは、逆に収集するという情報収集の方も入って参ります。そういったことを、あるいは、避難誘導とかですね、いった、町における災害対策の初動が、わりと注目をされているところでもありますし、そういった点については、しっかりと検証をしていただくように準備を進めているところであります。

勿論、その後、ボランティアの方々に、たくさん助けていただいています。その時の町の受け入れ態勢でありますとか、あるいは、準備態勢でありますとかいったようなことについても、勿論、検証をしていただくということで、現在は考えております。

委員の先生、委員のメンバーにつきましては、防災あるいは危機管理といった面に非常に明るい大学の教授、あるいは、災害情報等の伝達に明るい研究者、あるいは、ボランティア活動を、災害ボランティアを中心にですね、研究をされているような研究者の方々といったメンバーを現在のところ考えております。

〔石堂君 拳手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) まず、ポイントの方からですけれども、再度申し上げますけれども、私はその、今、理事の方からの説明もありましたが、これは、町の方の防災体制の初動態勢というものに、大きな問題があったということと、それからその、避難勧告の内容です

ね、21時20分に出された内容。これについて、大きく皆さんの注目が集まっているというふうに言われましたけれども、これ注目じゃなしに、問題点として、皆さん、関心を持たれているということですので、そのことを、忘れては、僕はいけないと思います。まあ、これについては、後段また、申し上げますけれども。

あと、今、委員として、考えておられる選出区分の中ですね、この中に、法制、法律の方の専門家、いわゆる弁護士ですね、これについては、提案説明があった時に、鍋島議員の方からも意見が出て、それについては、考えてはいないという答弁だったんですけども、これ、法律の専門家が入らない検証委員会とか、事故調査委員会っていうのは、あまり認識がないんです。結局、問題があるから検証するわけで、その問題の最優先に考えられるのは、法律的にどうなんかという、それから社会的な義務に照らし合わせてどうなんかという、優先順位があると思うんですね。いわゆるその、コンプライアンスの問題。これを避けて通るような委員の選出というのは、これは僕は、望ましくないと思うし、何を、どこに持って行こうとしているのかというのが、今一不明瞭なんです。

再度、伺いますけれども、この中に弁護士というのは入らないんですか。入る予定はないんですか。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 町の危機管理体制、あるいは、今申しましたように初動の動きでありますとかいったようなことを検証する場でありまして、そういったことの専門家の方に参画をしていただこうと思っております。現在のところ弁護士の方にですね、弁護士あるいは法律家の方に入っていただく必要については、私自身は考えておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） これ町長に、では、お伺いします。

9月の一般質問なり、その後の、私以外の議員の方とのやり取りもそうですけども、初動態勢について、相当こう不備という言葉は、町長自身は、お使いにならなかつたけれども、問題があると。それから、その初動態勢を作るのに対して、水防指令どおりに動かなかつた、職員体制を引かなかつた。そのことについては、結果的には、判断が甘かつたというふうな答弁を繰り返されていますけれども、ならば、そこに問題があるわけで、このことについて、その検証する意図ですね、先ほど、理事の方から説明あったように、できていないことに対して、それが問題であったか、なかつたかというのを検証する委員会であればいけないと思うんですけども、となれば、当然、弁護士も含めて、法律的なコンプライアンス上の問題を検証しなければいけないのではないかと思います。町長は、いかがでしょうか。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 1つ付け加えさせていただきます。災害の検証に当たって、弁護士が入るような形でもって検証された例というのは、逆に、私の方が存じ上げません。23号災害ですね、16年の23号災害においても、兵庫県において検証委員会を設けて、検証を行っております。兵庫県あるいは行政機関の対応についてはですね、そういったところにも弁護士を入れたような形では行ってはおりません。1つ加えさせていただきます。

議長（山田弘治君） 町長いきます。町長、ほな。

町長（庵途典章君） まあ、その法的な責任とかですね、そういうものを、今後追及すると、調査するということであれば、それは、それで、また法律家なりですね、専門の方が入っていただく、その委員会なり、そういうものを、組織を作るということになるうかと思えます。

まあ、この私は、この今の段階におきましては、この災害にあたっての、いろんな初動態勢を含めて、ただ初動態勢だけではなくてですね、少なくとも、これまで町として、通常とってきた防災体制、またそういう、地域と、いろいろと防災関係で、今まで町も、地域防災という形で取り組んできた、そういう体制ですね、そういうもの、そして、それが、どのように動いて、どのように対応してきて、こういう、どういう結果になっていったのかと。その結果が、どういう、そこに問題点があったのかというようなことをですね、これは、正確に、専門家の立場から指摘いただき明らかにしていただく。その中でね、法的に問題があるということであれば、それは、今度、法律家の入って来たものに、問題としてですね、そこで、またそれに対するの評価というものが、されてくるのではないかなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂 基君。

1番（石堂 基君） 理事がお答えいただいた内容で、ちょっと私の方の発言も、ちょっと取り違えられたみたいで、私、あくまで前提として、災害事故、事故において問題があって、事故が発生しているという認識の中での発言でありますので、事故調査委員会として、そういうふうな法制家が入らないのは、おかしいんじゃないかという趣旨ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

関連がありますので、検証されるべき項目の内容について、少し質問の方を進めさせていただきますんですけども、前回、私は、9月の一般質問において、その初動態勢について、相当の不備があったのではないかとということで、質問をさせていただきました。それ以降も、いろんな関係者の方から、情報を聞くなり、ご意見を聞く中で、当然、発生、災害の発生以降、いろいろなマスコミとか、そういうような中でも、注目をされていますけれども、じゃあ、避難勧告はどうであったのか。このことについて、僕は、やはり、この検証委員会の中で、検証されなければいけないかなというふうに思っているんです。

で、その観点で、その内容について、お伺いをしたいんですけども、その時間的には、21時20分ということで、避難勧告が出ています。この避難勧告を、最終的には、本部長である町長が判断して出しているわけなんですけれども、この21時20分に出している、その基準、判断の基、これはいったい何ですか。何だったんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基準というものはね、明確に、これで基準で出しましたということではなくて、その時の状況の中で、避難勧告を出したということです。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 防災計画に定められている避難勧告というものは、そんな、状況の中で出せるようなものではなく、一定の数値的な基準があるはずですけども、その数値的な基準について、再度伺います。

防災計画上では、避難勧告の数値的な基準、科学的と言うんですか、指標になる所は、どこになっていますか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、議長。通告では、避難勧告、検証委員会の設置ということなんですけれども、そういう、その通告とは、全く、ではない、質問が、ずっとこれから続くんじゃないかと思うんですけども、まあ、どういうふうに、私の方は。

議長（山田弘治君） 石堂議員にお願いしておきます。当然これは、通告に基づいてする質問ですので、その点、十分配慮しながらお願いしたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 私は、質問の小さな2点目で、防災体制の不備を考えると、事故調査委員会にするべきではないかというふうにしております。これに対して、これまでいただいた答弁では、その事故の重要性というものを、それ程、当局の方が認識をされていない。ようは、法制家も入れないということであれば、再度、この不備な点について、確認をしなければいけないので、この趣旨の質問をしております。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その基準がないものを出せないじゃないかと言われるんですけども、当時の、そのいろいろと地域からも情報が入って来て、危険を、その時に、非常に感じたということの中で、その勧告、放送をさせていただいたということです。ですから、それが、その時の状況の中での判断であったということしか、私の方は説明ができないと思い

ますけども。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） この防災計画の方、所管する住民課長に、同じ質問を、私、住民課長の方から答弁がいただけるかなと思ったんですが、防災計画に定める避難勧告の基準というのは、科学的あるいは、数値的な基準というものは、防災計画の中に示されていると思いますが、ありませんか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今回、水害ということですので、土砂災害時とか、あるいは洪水時によって、それぞれ避難勧告の方の基準の方が決まっております。

土砂災害時ですけれども、土砂災害警戒情報が発令された時、また、当該地域、土地、建物に災害が発生する恐れがある時となっております。

それから、洪水時につきましては、基準観測点の水位が、避難判断水位に達し、且つ以降の時間雨量が 30 ミリを超える場合等を判断しながら出すようになっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、質問趣旨から違うということで、慌てて答弁をされたかなと思うんですけれども、若干、それたことをご容赦をいただいて、誠実に回答をいただきたいと思うんですが、今、住民課長の方から説明があったように、町が発信する避難勧告には、この発令の基準というものがああります。で、これ、町の防災計画の中に示されております。先ほど、住民課長から説明があったとおりですけれども、洪水、土砂災害に関しては、基準数値っていうもの、数値基準というものが定められています。何ミリとか何メートルじゃなしに、要は、河川管理者からの情報ですね、これを考慮して、先ほど、説明あったように、後、細やかに、その後の時間雨量が、30 ミリを超えそうな場合ということで、これも含めて、今現在、河川管理者から通報が入って来るわけですね。

町長の先ほどの答弁で言えば、住民からの通報であるとか、そういうことを聞いて判断したというふうに言われています。ようは、これ町長、避難勧告の判断という根拠を知らずに、これ避難勧告されているということで、理解してよろしいんですね。

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） あの、そういうことは、担当者からも聞いておりますし、知っています。それは、担当者が、それぞれ、その時々見て、私の方に伝えてくるわけですから。

ただ、9 時 20 分になったということについての状況としては、そういうことで判断をさせていただいたということでもあります。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 失礼しました。

それでは、佐用川においてですけれども、19 時 58 分に、先ほど説明をいただいた避難勧告を判断しなければいけない警報が入って来ております。19 時 58 分に、この警報が入って来て、避難勧告を判断しなければいけないんですけれども、じゃあ、その時に避難勧告を出さなかった判断基準は何ですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういう点についても当然、これからの検証委員会の中ですね、全て明らかになってくると思いますけれども、その避難勧告が入って来たものを、ポップアップで入ってきているんですけれども、その時に、担当者の方が、静岡県地震情報、たくさん一緒に、同時に入ってきています。そういう中で、それだけの物を、ずっと 20 数項目の情報と同時に入って来た。そういう中で、それを開けていなかったと。開けていなかったという、そういう点は、1つの問題点として、今、明らかに、こちらの方の調査の中で、なっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ということはその、避難勧告を判断しなければいけない、情報が入って来た。それを確認できていなかったということで、となれば、その確認をしたのは、大よそで結構ですけども、何時ぐらいなんですか。それが、21 時 20 分なんですか。再度伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その情報が、その時点に入ってきたということについては、分かったのは、当然、後から、その時に分かってなかったわけですから、調査の中で分かったということです。ですから、その何時に、その当初の時には、その情報としては、例えば、10 分遅れで分かったとか、20 分遅れで分かったという状態ではありません。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 何て質問をしていいのか、よく分からないんですけれども、佐用川、千種川の水位が、上がって、避難勧告判断を各自治体がしなければいけませんよという河

川管理者からの通報があって、それを調査するまで確認できていなかったというふうに、今、町長の答弁を、私は、確認をしました。これについては、ちょっとまた、別にするとして、ならば、その前に、19時43分に、佐用川の方の警報が出ていますよね。久崎地区についてサイレン吹鳴をし放送を流していますよね。あれは、同じ扱いなんですよ。その河川管理者から出す、防災情報としては、19時43分には、佐用川の氾濫警戒水位超えましたよ。各自治体においては、避難勧告を判断してくださいという内容のものです。これは、放送している、サイレンを吹鳴をしているということは、その事実は、ここで分かっていたわけですよ。となれば、その段階で、避難勧告を判断しなければいけないんですよ。なぜ、その時にしなかったのか。更には、その43分の情報は分かったけれども、58分の状況がなぜ分からなかったのか。これについて、私は、大きな疑問が残るんですけれども、じゃあ、再度聞きます。

19時58分の情報については、当日、把握していなかった。ならば、19時43分の同様の情報ですね。これは、19時58分というのは、佐用川です。佐用川の佐用です。で、19時43分っていうのは、佐用川の円光寺です。この43分の情報を把握しながら、なぜ、その時に避難勧告の判断をされなかったんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 久崎の、このサイレン吹鳴のシステム自体は、また別のシステムとなっております。久崎小学校の方に、そのシステムの起動装置等があります。それが、今回、事務所の方でブザーが鳴りまして、それによって確認した上で、放送の方を流しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 事務所の方でブザーが鳴って放送を流したということは、事務所の方で、19時43分の県からの、河川管理者からの防災情報というのは、確認できていたということですね。確認できていたということであれば、その段階で、避難勧告を判断しなければいけないことになっています。なぜ、されなかったのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、全町にね、それを避難勧告ということではなく、その地域、地域の河川の氾濫によって、指定をしてするわけですけども、当初は、最初はですね、この久崎についてのサイレンが、吹鳴、鳴ったと、そういう警戒になったということで、久崎地区に対して、この注意情報ということで放送をさせていただいております。この時点でね。1時間後ぐらいには、氾濫になる可能性があるという、氾濫危険水位に達する見込みですという放送をさせていただいているわけです。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 氾濫危険情報とか、氾濫警戒情報、それから氾濫発生情報、これについての認識が、申し訳ないですけども、町長、ないんじゃないですか。

今、言われたようにね、氾濫警戒情報というのが出た時に、これは、各自治体が、避難勧告を判断しなければいけないんですよ。今、久崎、19時43分に、そのサイレン吹鳴が、こちらでも分かった、情報が入って来たとなれば、その時点で、円光寺から下流の住民に対する避難判断を本部長、しなければいけないんですよ。というふうになっていますよね。担当課長。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） これらの情報に基づきまして、今後、災害が発生して、また浸水等が始まる場合は、判断、その時点で判断するようにはなっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それは違うと思います。18年10月付けで国交省河川情報局の方から出ておりますけれども、洪水等に関する防災情報体系の見直しということで、これは、全国一律に、16年の23号台風等を国の方で勘案し作成されたものです。従来、いろんな地域で発表する防災情報というのが、各市町、県でバラバラだったというふうなことが、多分あったと思うんです。ちょっと詳しくは、その通知内容見てないんですけども、それ以降、発表情報と避難行動というのの関連をこう、明確化されています。これ全国一律で、で、その兵庫県版も、当然のことながら、県が出しております。洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領ということで、具体的には、18年に出し、移行期間があって20年からしております。で、端的に言いますと、その中で先ほど申し上げましたように、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、この段階的なものですね、これの時々に行動することを、当然、県も含め、市町ですね、防災対策の本部長である市町の方にも義務付けとまではなってませんが、行動する1つの基準、1つの基準と言うよりも逆に言えば、これが基準です。

で、町の防災計画の中に、先ほど申し上げましたけども、洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等に達し、河川管理者からの情報を考慮して必要と認められたときに発令をするということになっています。なれば、この基準以外ないんですね。で、暗に水が出てきたから目視して、危険やから避難勧告しようとかいうたぐいのもではありません。

更に申し上げますと、これは9月の時にも申し上げましたけども、当日のフェニックス、あるいは気象情報ですね、これは静岡の地震の関係で、中々アップすることができなかったとかいうふうなお話もありますけれども、少なくとも、この防災計画を承知し、なお且つ、その避難勧告と重要な判断が、何の根拠に基づくかということをご承知であれば、この佐用、千種川、佐用川の水位ハイドロ、この画面は、別にひっくり返さんでも、ずっ

と見ておったら、リアルタイムで変化してくるわけですから、これに全て、水防指令の根拠から避難勧告の根拠、全て、この中で出てくるんです。と私は思うんです。もう素晴らしいシステムやなというふうに思います。

ただ、残念なことに、町内の全ての河川をきめ細かに網羅しているものではないですし、例えば、今回の場合、久崎あるいは円光寺も、23時以降とか、あまりにも予想以上に水位が上がって、その機器が破損してデータ収集ができなくなっているところがあります。しかし、少なからずとも、この画面を見ていれば、何を、今、行わなければいけないかということが明確に出てきます。

当然、この中に基づいて、県が水防指令1号、2号、3号を出しています。その基づく、なお且つ、先ほど言いました氾濫警戒情報あるいは氾濫危険情報、これに基づいて避難勧告を判断し、させなければいけないんです。

で、逆に申し上げますと、あっ、すみません。質問をさせてください。先。

こういうこと、こういうことって言うんか、この水位ハイドロですね、フェニックスの中で見れる。それから、先ほど、私申し上げましたけれども、その避難勧告の判断基準ですね、私が、ここで申し上げたということは、これまで、町長自身はご承知なく避難勧告を出されていたということですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いえ、そういうことではございません。そういう、当然、避難の危険水位とか、そういう水位計というものが設置されて、そういう物も、情報として、当然、収集と言いますか、担当者の方から入って来ておりました。ですから、ただ、1つは、この千種川のですね、本流、こういう所が、水位計が、今回も破損して壊れていたと。水位が上がっていなかったと、そういう点で、非常にまあ、今回の雨の中で、久崎の方が、前回の災害の中で、非常に大きな被害を受けている。そういうことで、非常に久崎については、一番注意をして見ておりました。そういう中で、久崎本流の水位計が壊れていたということが、最終的に、結果的に、分かってるんですけども、そのへんがね、水位が上がらないということでの1つの油断もあったと思います。

で、全部が見れるんじゃないかって、常にどこを見るかというのが、選択しなきゃいけないので、担当者の方も、当時、久崎の水位計について、一番まあ注意をしながら監視をしていたというのが実情でありました。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） そこまで熟練してお答えいただけるのであれば、更に、先ほどの矛盾が生じてきます。

では、19時43分に、円光寺の水位計に基づいて、警報が、久崎地区に対して出た。久崎を重点的に見ておったということであれば、その19時43分以降、数分以内の内に、久崎地区の避難勧告の判断が行われるべきですけども、行われておりません。これは、じゃあ、なぜ行わなかったのですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、私、申し訳ございません。その水位計がね、避難がなった時に、避難勧告というものをね、こう今、言われたように、出さなきゃいけないというふうに基準が決められ、変ったということについては、私の方は、正確に、私の方は、認識をしておりませんでした。ですから、注意として、こういう状況になってますという放送、注意情報は流させていただいたということです。まあ、勧告も注意情報も内容的にはですね、危険ですから注意してくださいということが、主なものですけれども、いわゆる避難ということで、勧告と言われれば、勧告という認識はなかったです。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） じゃあ、この情報が流されたからって言って、即座に勧告を出せという趣旨ではありません。あくまで勧告を判断する基準です。ということだけ申し上げておきます。

にも、しても、やはり、それを知らなかったという点では、大きな、これ問題があると思うんですよね。防災上の、その防災対策本部の管理者として。で、本当に、この県のね、やられているフェニックスで、トータルで情報を収集しておるんですけれども、素晴らしいと思うんですよね。本当に、河川の水位の情報にあわせて、後の気象情報なんかも、総合的に勘案し、水防指令1号、2号、3号、そして先ほど言ったような情報が流れていくわけです。これらを総合すると、いかに、この情報だけ見て、今、各自治体が、洪水あるいは土砂災害に関してだけなんですけれども、地震なんかは、また別ですけれども、行動しておけば、万全な態勢、最低限の万全な態勢が取れるかなというふうになっておるといのは、私も再認識をしたわけなんですけれども、となれば、これ自身を、十分に把握していなかった。更には、ここから発信される情報が、避難勧告の判断基準だったら承知していなかったというあたりは、非常に僕は、問題だと思うんです。

これはね、今ちょっと集中的に避難勧告という所に話がいっていますけれども、この水位ハイドロが、本当に有意だということで、先ほどから申し上げていることをさかのぼれば、これに基づいて、水防指令1号、2号が出された。それに伴って、町が、初動の防災体制を引いておれば、このような結果にはなっていないというふうに、私自身は思います。

で、少し、頭を切り替えていただきたいんですけれども、当日の8月の9日、少なくとも地域の住民の生命と財産を守る立場の行政が動き始めるのは、少し細やかな何時何分というのは、省略しますが、午前11時からです。大雨洪水注意報が出、その後に、14時代に、水防指令1号が出、14時代に2号が出、19時代に3号が出ですね。それら全ての根拠が、この中にあるんです。で、これを経過を見ながら、それを出し、情報を出し、更に、避難勧告になる。で、その、なって、避難勧告で、それが早かったのか、遅かったのかという議論をされる以前に、そこに至るまでの、防災体制、情報収集、そういうふうなものが何もなくて、21時20分に避難勧告が出されている、この矛盾は、非常に大きいと思いますし、もう1点、19時43分に、避難勧告を判断しなければいけない機会があったにもかかわらず、それは、円光寺の水位計によるもので、久崎から下流の住民だけかも分かりません。それを判断していない。このポイント。そして、もう1つは、こういうふうな、こ

のハイドロ自身は、町内に本当に多くの水位計があります。今回故障した部分もありますけれども、からすると、各地区ごとの状況も、少なくとも、流域の状況は、これで分かるんです。にも係わらず、この中で、もう氾濫危険水位ですというふうになっている 21 時代に避難勧告を出すという、この不明瞭さ、この体制自身は、やはり本当にきめ細かに検証しなければいけない部分だというふうに思います。

理事の方は、当日、当然、こちらの方にいらっしゃったわけではありませんけれども、これまでの質問経過内容を聞いて、そのあたりも含めて、検証委員会の中の重要なポイントだということふうに、私は思いますけれど、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、残り時間 2 分を切りました。復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 議員ご指摘の点も踏まえて、勿論、検証を行っていきますので、行っていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 最後、時間がなくなりましたが、先般、9 日に合同慰霊祭が行われました。その後の、翌朝の新聞に、新聞各社が、その合同の慰霊祭が行われたこととあわせて、遺族関係者の気持ちを上げております。で、これ、遺族関係者の気持ちだけではなく、僕はこれ、社会全般が注視していると思うんです。地域社会が。

なぜならば、5 日の日にも申し上げましたが、本当に、これだけの狭い地域で、この風水害で、18 名余りもの命が短時間に奪われた、何が問題だったのかということは、これは、本当に検証を、きめ細やかにする。また、その中の不備な点については明確にしていく。広く公表していく。これは、社会全体が求めていることだというふうに、私は、この各社の新聞記事を見て読み取りました。本当に、検証委員会の設置というところに、遺族関係者だけでなく、大きな期待が寄せられているというふうに思います。そのあたりも十分に実行していただいて、検証委員会の方の進行に期待をします。

以上で、質問を終わります。

議長（山田弘治君） 石堂 基君の発言は終わりました。

暫時休憩をいたします。再開は、午後 1 時からといたします。

午前 11 時 38 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

21 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番議席、日本共産党の鍋島です。午後からの質問をさせていただきます。

私はまず、本年 7 月の厚生労働省通知を佐用町が守り、病院窓口支払いである一部負担

金の減免制度を作ることを求めて質問いたします。

国民健康保険法では、その第 44 条第 1 項で、保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と認められる者に対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置をとることができることとされています。法遵守の立場から私は、06 年 9 月議会と 08 年 3 月議会での一般質問で制度化を求めてきましたが、町長の答弁は、最初は検討するから、2 回目は、実施している自治体が少ないとの答弁でありました。ところが、本年 7 月に、厚生労働省は、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についてと題して、国保の一部負担金減免の積極的活用を求める内容の通知を出していますので、この通知の趣旨からしても、本町の制度化が強く求められているところであります。

また、本町では、8 月の豪雨災害に対し、この国保法第 44 条を適用して、一部負担金の減免措置を実施していることからしても、制度化すべきであります。

そこで、国保の一部負担金の諸問題について伺います。

第 1 点目は、先の 9 月議会で条例改正が行われた台風 9 号災害による一部負担金減免措置について質問します。

その 1、前議会で改正案の提案では、対象者には通知し制度の徹底をするとしているが、通知はされているのか。

その 2、全壊で免除、半壊で 2 分の 1 の減額であるが、その期間は。

その 3、この対象世帯は、何世帯か。その内、適用世帯はどうなっているのか。

その 4、未適用世帯の理由は何か。役場からの通知漏れがあるのではないか。

その 5、未適用世帯への周知を徹底すべきではないか。また、対象者に通知されず期限切れの場合で、同対象者が期間中に一部負担金の支払がある場合はどうなるのか。

第 2 点目として、国保法第 44 条の具体化、制度化を求めて。

その 1、本年 7 月 1 日付けの厚生労働省通知に対する町長の見解は。

その 2、通知を守り、本町国保条例を整備すべきではないか。

次に、豪雨災害の諸問題について質問します。

第 1 点目として、被災当日、避難勧告が遅れた理由を明確にされたい。その中で、佐用観測所の水位計が避難勧告水位に達した、午後 7 時 58 分の事実を、本当に把握していなかったのか。この通告書の円光寺観測所が同水位に達した 7 時 45 分は、平成 18 年度に久崎小学校に設置した河川監視警報システムのサイレンが鳴ったとの答弁をされていますので削除いたします。

第 2 点目として、被害家屋判定での再々調査を認めない理由を明らかにされたい。

第 3 点目、り災世帯で、各種減免制度の適用資格がありながら、適用されていない世帯数と、その理由を。また、その周知はどうするのか。

第 4 点目、固定資産税での倉庫・納屋等の災害調査対象は、家屋被災が半壊以上となっているが、問題は出ていないか。

第 5 点目、公共土木災害、農業災害に適用されない災害への町補助制度について伺います。今回、私道についての災害復旧補助制度ができることだそうですが、不用ため池等の用水路災害で農業災害が適用されない場合や、宅地災害復旧への補助制度を考えるべきではないか。

第 6 点目、県の緊急治水対策素案を閲覧した住民から、久崎決壊箇所は、河床掘削だけでは問題だとの指摘がされています。被災住民の声を計画に反映させることは重要であり、この点についての町長の見解を伺います。

その 1 として、被災住民は、河床掘削だけでなく、川幅の拡大を願っています。これは、佐用川の久崎地区は、上流に川幅が狭い狭窄部があり、下流に蛇行する屈曲部と千種川の

合流点があるため、同決壊場所では流速が急速に落ち、上流から運ばれた土砂が堆積しやすく、容易に水位が上がる場所となっています。このため住民は、5年間で2回の被災経験からしても、河床掘削だけでは抜本的な改修とは思えないわけであり、この地形条件からしての町長の見解を伺います。

その2、この点について、県土木へ計画変更を求めるべきではないか。また、素案に対する住民の計画変更要求に対しては、内容の吟味は当然だが、積極的に支援すべきではないか。

以上、この場での質問を終わります。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、台風第9号災害による一部負担金措置について、対象者には通知はされたかという点についてでございますが、国保税の減免対象者に申請案内を、9月に212世帯、10月に38世帯に対して、納税通知書発送時に同封し通知を行っております。

次に、減免の期間はいつまでかということでございますが、一部負担金の減免の期間は、申請月の初日から、治療期間を考慮し3ヵ月を基準といたしております。

次に、対象世帯は何世帯か、また、適用世帯はということでございますが、対象世帯は250世帯で、一部負担金減額証明書交付済の世帯は143世帯となっております。

次に、未適用世帯の理由は何か。通知漏れがあるのではないかとこのことでございますが、未適用の理由は未申請ということでありまして。未申請の理由は、その世帯の都合による場合もあり、不明でありまして、通知漏れはないものと思っております。

次に、周知の徹底と期限切れの場合、また、一部負担金を支払っていた場合はどうなるかということでございますが、国民健康保険や介護保険等の医療費の一部負担金減免の再度のお知らせを、1月広報に掲載を予定しております。対象者が適用期間中に治療費を支払いされている場合は、申請に基づき医療機関等の領収書等を添付していただきまして、還付払いで対応することといたしております。

次に、国保法第44条の具体化について、厚労省通知に対する見解は、また、国保条例を整備すべきではないかとこのことでございますが、ご質問の、厚労省通知は、生活困窮者に係る国民健康保険の被保険者に対する対応についてでありまして、その内容は、国民健康保険担当部署と生活保護担当部署、医療機関等との連携による一部負担金減免等の適切な運用等の通知であります。この通知は、国の、医療機関の未収金問題に関する検討報告書において、医療機関の未収金は生活困窮と悪質滞納が主な発生原因と指摘されております。この内、生活困窮者に対して国民健康保険法第44条第1項で、保険者は特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置をとることができるとされております。

本年7月10日付けの、国の通知により、全国的な国民健康保険における一部負担金の適切な運用モデル事業の実施についての通知があり、兵庫県においては神戸市が選定され、このモデル事業を実施することとなっております。この場合、一部負担金の減額の、2分の1を特別調整交付金で補填されることとなっております。今後も、町におきましては、一部負担金の減免等について考えてはおりませんが、モデル事業の実施状況の推移、近隣の市町の状況等を注視してまいりたいと思っております。

次に、豪雨災害の諸問題についてということでありまして、佐用観測所及び円光寺観測

所の水位の把握についてでございますが、円光寺観測所における水位は、久崎小学校にある河川監視警報システムにより、本庁舎 1 階のコンピュータで確認をし、19 時 45 分に久崎地区に対して、1 時間後に氾濫危険水位に達する見込みですとの、無線放送を行っております。

佐用観測所における水位については、フェニックス防災システムで把握をすることとなっておりますが、当日は、東海道南方沖で発生した地震情報が連続して通知されたため、佐用川氾濫警戒情報の確認ができておりませんでした。

次に、被害家屋判定での再々調査を認めない理由を明らかにせよとのことでございますが、これは、吉井議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたが、被災家屋の再調査につきましては、事前に電話で連絡をとらしていただき、家の方の立ち合いの元で、当時の家屋被害の状況を聞きながら調査を行ってきておりますし、調査の仕方につきましても、各項目を説明しながら、家屋の被害箇所の説明を行うとともに、調査結果についても、その場で説明を行ってきております。

一定の基準の元での判定でありますし、希望があれば後日、説明をしてきておりますので、再々調査ということにつきましては、必要がないというふうに考えております。

次に、減免制度の適用資格がありながら、適用されていない世帯数とその理由ということでございますが、各税の減免制度の適用につきましては、対象全世帯に対して、9 月から 11 月に減免申請の案内を行い、現在も随時、減免申請の受け付けを行っているところであります。まだ、申請のない世帯についても、再通知を行いながら周知を図っているところでございます。

次に、固定資産税の災害調査は半壊以上で問題はないかということでございますが、ご指摘のとおり、居住家屋が半壊に満たない場合でも倉庫・納屋が半壊、つまり被害割合が 20 パーセント以上ということもあり、当然減免対象ということになります。

先に実施しました被災家屋の全棟調査では、混乱を避けるため、り災証明半壊以上を対象といたしましたが、現実には、各自治会長さん方の協力を得まして、居住家屋が半壊に満たないご家庭についても、同時に倉庫・納屋等の調査を実施をいたしております。また、個別にご相談のありました家庭につきましても、随時調査を継続して行っているところでございます。

次に、公共、農業災害に適用されない災害への町補助についてのご質問であります。今回の災害において、道路幅員が狭小の私道、いわゆる生活道や住家宅地も被災を受け、崩壊等により直接住民生活に支障をきたす箇所や二次災害を誘発する恐れのある箇所がありました。これらの被災箇所については、補助災害には申請対象となりませんが、住民生活の復興支援を第一に、町単独事業制度を運用し、且つ、被災者支援の立場から町の補助率も嵩上げて復旧することとし、補助率といたしましては、私道整備においては 85 パーセント、住家宅地につきましては 90 パーセントとして日常生活の安全と回復に努めているところであります。

農業災害につきましても、補助災害に申請対象とならなかった箇所で、被災箇所を復旧することにより、地域の営農が存続され、且つ、隣接する地域住民の安全が図られるところを重点に、小災害及び単独災害補助制度を活用し、地域住民と協議を重ねて、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、久崎の河川の決壊箇所は河床の掘削だけでは問題があるとのことでございます。久崎地区は、下流に屈曲部と千種川との合流点がありますので、水が流れにくい地形になっており、昭和 51 年から 30 年間に於いても 4 回も浸水被害が起きております。このことから、佐用川の洪水がより安全に流れるように、川幅を拡幅するなどの検討を、県光都土木事務所河川復興室にお願いをしております。

また、一方では、佐用川を拡幅するためには、地域住民の方の大切な用地も提供していただく必要もございます。現在の示されております計画は素案であります。これから、関係住民の方のご意見もいただき、その要望なりご意見も踏まえて、県とも、町として、協議をしていきたいと考えております。そして、スムーズな事業推進に、皆さんにご協力いただきながら、一刻も早い、安全な川としての復興を目指したいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず、国保の関係から再質問させていただきます。

一部負担金の減免制度ができて、周知の問題でね、通知が不十分じゃないかというご指摘、私も聞いておるんですね。で、今、町長答弁では、9月段階の国保税の減免の対象者の通知は、きちっといっています。間違いなくね。それと同封して、一部負担金の減免の内容も案内しているというふうに答弁がありました。確認したいんですが、例えば、この条例が可決されたのが、9月の17日なんですね。この議会で、一部負担金はね。だいたい9月15日ぐらいに、そういった案内、国保税なんか来ておるんですけども、そういう経過からすればね、見てないという人多いという、私は感じがしておるんですよ。で、現に今の答弁では、対象250世帯で、半分も手続きしてないからね。143世帯。この数字を見れば、そのあたりが、徹底されてないんじゃないかというふうに思うんです。

それで確認したいんですが、一部負担金減免の通知、担当課長、これは同封して、全てに、対象者に出されているのかどうか。この点、確認させてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほども、件数の関係につきましては、町長の方から申し上げたとおりでございます。それで、9月の発送分につきましては、先ほど、議員おっしゃいましたとおり、条例の方が未だ通っておりませんでした。それで、通知文の中には、税の減免の部分については書いております。ただ、これらの税の減免、申請時点において、各、来られた方に対して、一部負担金の減免の措置のことについても、それぞれお聞きして、周知の方を図っております。

当然、10月の通知文につきましては、一部負担金の減免についての事柄も記入して発送をさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その10月の通知文は、全対象者に出しているのかどうかという点を、ここでまた確認させてください。

それで、何で、これ聞かかと言いますとね、ちょっと確認したいのは、申請した翌月から3カ月ということは、これは、気がついた段階で申請すれば、3カ月、場合によっては

6 カ月、このような解釈なのかどうか、この点も含めてお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 申請月の初日からということになっております。それから、3 カ月ということですが、10 月の 15 日であれば、10 月の 1 日からという形になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だから、未だ、未申請者は、今からでも十分よろしいということですね。まあ、確認しました。はい。

初めね、これ、いろいろ言われたのは、そういう手続きしていないということですね、もう期限が過ぎていると。だったら、もう間に合わないじゃないかということを含めて、だったら、通知が徹底されてないということですね、この問題を取り上げたんですけれども、周知して、徹底した月からということであればね、それは、その問題もクリアしますので、そういった点では、3 カ月、6 カ月の、この吉井議員も言っていたけれども、延長の問題は、是非、考えていただきたいというふうに思います。

それで、あの、それは、分かりました。

国保法の第 44 条の具体化についてです。町長は、厚労省の通知を読まれたということですが、けれども、これ、読まれたらね、確かに、全国的に、医療機関への未集金問題が、大きな問題になっていたという背景で、通知されたという内容なんです、やっぱり、国保法第 44 条の、この減免規程ですね、これをやっぱり各市町村が、適切な制度になるようね、努めることという通知内容になってますね。そういうことからすれば、近隣の状況、また、神戸のモデル事業を見て、どうのこうのと言うことよりも、通知の趣旨からしたら、この国保法遵守の立場から、努めるという、そういう前向きな内容で検討すべきじゃないかというふうに思うんですけれども、その点については、いかがでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この 7 月 1 日時点での通知の内容ですが、先ほども、議員さんおっしゃいましたとおり、困窮者への対応の仕方ということで、通知が来ております。その中では、医療機関との連携、あるいは国保の担当部署と生活保護担当部署との連携、それから、医療機関との連携等の内容についての通知であります。

その後、この、先ほど言いました、そのモデル事業についての内容も来ておりますけれども、この時点では、県下 1 市町へのモデルの推進ということで来ておりました。

ですので、このモデル事業等の内容につきまして、結果が出て、その内容について、状況見ながら、佐用町においても、先ほども答弁の中にありましたように、検討を進めて参りたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 是非検討していただきたいんですけども、特に、町長はですね、この議会の一般質問、吉井議員の質問の中で、期間の延長等の問題の中でね、特別体制、特別な理由があればね、考えていくという旨の答弁をされておるんですね。その答弁からすればね、その答弁自体、そのものが結局、この国保法 44 条の具体化ということになるんですね。結局。だったら、それは、何に基づいて延長等も考えていくということになるかといったら、これは、もう国保法第 44 条ですから、そういう前向きな答弁をされてるんで、モデル事業の結果の判定じゃなくって、この議会での答弁の趣旨からしてもね、町長は、やっぱり前向きに検討されるべきじゃないかというふうに思うんですけど、町長の答弁をお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回の大きな被災のされた、たくさんの方が、いらっしゃいまして、できる限りですね、町としても、この国保だけじゃなくって、使用料でありますとか、税、そういう面での減免等も行っての、経済的な支援も行っていきたいということで、お話をさせていただいたと思います。

そういう中で、今、町としても全体の、そういう減免措置を取らせていただいておりますのでね、これにつきましては、そういう中で、国保税につきましては、今、課長が答弁しましたような、今度は、医療機関とか、いろんな問題とも協議しなきゃいけないというのがありますから、これについては、そういうモデル事業等の実施、また近隣市町等の状況というのですね、よく見ながら、今後、考えていく課題であろうかというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 医療機関との協議と言われてもね、もう現にやりよんですよ。だって、この災害の関係では、一部負担金の減免で、もうやっておるんですからね、技術的に難しいというよりも、もう実行しているということ踏まえて考えていただきたいというふうに思います。

それで、つかんでおられるかどうか分かりませんが、この全国的な背景になっている医療機関への未集金問題ですね。深刻な実態という提起されておるんだが、本町では、どうなのかという点は、つかんでおられますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 現時点では、その数値的な部分につきましては、つかんでおりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 是非、前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。
それから、この中では、もう 1 点、周知の問題で、領収書等、先ほどの還付の問題ですけれども、領収書があれば、還付するということでありますけれども、そのあたり、医療機関との連絡で、例えば、領収書がない場合ですね、等、そういった行政として、利用者が、簡易にね、手続きできるような、そういった方策はありませんか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） レセプト等が 2、3 ヶ月後には回ってくるんですけども、確認の意味で、それぞれ領収書等は、取らせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 領収書ない場合は、対応できないということではないですね。それだったら。確認したいんですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 期間がちょっと、遅れますけれども、レセプトの確認の上で処理をさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、続いて、豪雨災害の諸問題について伺います。

最初に避難勧告の再質問をさせていただきます。

先ほど、石堂議員も質問していましたが、11 月 29 日に捜索が行われたと。神戸新聞が翌日に、その内容を報道しておるんですけども、その報道では、遺族の方がね、町の避難勧告が早ければ、こんなに大勢の犠牲者は出なかったと思うとの、遺族の声を報道しています。それで、確認したいんですが、9 時 20 分に避難勧告を行ったと。これについて、町長自身はね、避難勧告が遅かったというふうに思っておられるのか。いやいや、

そうではなかったと。このあたり、ちょっと明確にさせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その時にはですね、そういう状況の中で、避難勧告だったので、遅かったとか、早かったとかという思いはなかったわけですが、こういう結果の中で、後から、いろいろと、その状況を調査し、また明らかになりですね、いろいろな方からの、また情報も検証された今でも、検証された内容も聞いておりますし、これからまた、正確に、また、それぞれ検証していただきますけどもね、そういうことを踏まえて、正確には、また判断、私なりの判断をしなきゃいけないと思いますけども、そういう状況のもとにおいて、あの状況から見て、後から、考えれば、当然、時期的にはですね、タイミングは逃していたと。遅かったというふうに、私は、思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 後から考えたらということで、それは、それでいいんですけど、これは、確認したいのはね、遅かったと言うんだったら、これは、何かの基準に基づいて遅かったと言うんですね。

先ほどの石堂議員の質問の中で、非常に気になったのは、なぜ避難勧告出したのかって言ったら、その時の状況に応じて出したというような答弁をされていて、基準自体も明確に把握してなかった旨のね、感じられるような答弁をされています。

では、町長、今、後で考えたら遅かったというふうに言われたんですけど、何を基準に、町長は、今の時点になって遅かったというふうに思っておられるのか。当然、検討されたんだったら、9時20分じゃなくて、何時何分頃に、本来は、出さなきゃいけなかったと思っておられるのか、この2点についてお伺いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 避難勧告っていうのは、その河川ごととかですね、その地域に限定して、その状況にあわせて判断をするということになっております。そういうことで、全町に対してのこう、避難勧告ということ。これについては、状況が、当時、全て判断が、把握できなかったと。そういう中で、避難勧告というね、基準と言っても、その地域の河川の中で、9時20分というのは、全町ですけども、それ以前に部分的な避難の勧告というものを出しているんですよ。そういう点については、今後の検証の中で出てきますけども、そういう、その地域で把握して、状況が生まれて来た中で、勧告を出しているという中で、今回の9時20分というのは、先ほど、石堂議員にも言いましたけれども、そういう全町的に被害状況が、情報として、その時点で入って来て、やっぱり全町的に危険な状態になっているということで、避難勧告を出したということです。

だから、河川ごとの、それぞれの避難という形での部分的な避難勧告という形は、その状況は、それぞれの状況というのは、つかめなかった、分からなかったということが、9時20分になったという1つの原因でもあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 状況が分からなかったから、その時は、そうだったということ聞いておるんじゃないんですよ。それは、もう、そうっておるんですね。今の時点で、今の時点で、私は、こういう判断の下で避難勧告が遅かったと判断したと、その中身をお伺いしたいんですね。

何を言うてるかと言いますとね、結局、基準も、先ほどの、石堂議員とのやり取りで、明確にされなかった、つかんでいないという中でね、人が言うから避難勧告が遅かったのかということでは困るんですね。町長自身が、自らが決めた、地域防災計画。ねっ、これ最高責任者は町長ですから、その防災マニュアルに照らして見てね、どうだったかという、それで、早かった遅かったという判断をするのが、これが筋ですよ。

だから、私が聞いているのは、その時は、もう分からなかったけれども、後で、防災マニュアルで検討したら、遅かった。本来なら、何時頃出すべきってというのが、防災マニュアルだ。言う内容を聞きたいんです。これは、検証委員会待つまでもなく、町長自身が判断されなきゃならない内容です。また、具体的な問題です。それで、防災マニュアルから見てどうなのか、どうだったのかという判断をされているのかどうか、是非、お聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 後からのデータとか、その情報、その整理をする中ではですね、今、お話のように、8時に土砂災害の、12分ですか、警報が出ました。そういうことを、その前に、その水位がですね、佐用川については、佐用川についても警戒を超えてたと。これはまあ、データとしてポップアップできてなかったという点があるんですけども。

それから、円光寺の吹鳴が鳴ったと。これについて私は、吹鳴になったことについては、それを判断しながら、警戒、注意してくださいという情報を、その地域に流したんですけども、ですから、そういう中から、後、いつ頃に判断をしていくかということになれば、全町に対して、出すとすればですね、後から見れば、その時点で、直ぐに全町ということではなかったとは思いますが、少なくとも、当然、8時半過ぎにはですね、そういう状況にはなっていたらというふうには思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 今の答弁だったら、だいたい8時半頃に避難勧告すべきじゃなかったというふうに聞こえたんですけども、そのように解釈したらよろしいか。また、後で、

お答えください。

それじゃあ、ちょっとね、円光寺観測所の問題で、前議会で聞いた時、質問した時と、ちょっと、いろいろ違うんでね、佐用川の円光寺観測所というのは、あれ、久崎地内にあるんですわ。名前は、円光寺観測所ですけどね、地内は、久崎地内にあるんですよ。

で、3メートル70の避難判断水位を超えて、久崎地区に放送されたのは、避難注意の放送、避難勧告ではないということ、まだ明言されておるんですよ。前議会ではね。ごっちゃにしたら駄目ですよ。避難注意、避難勧告、避難指示とありますからね、で、避難勧告ではなかったというのが、正式答弁です。9月議会のね。避難の注意をしたと。で、その避難の注意の内容も、1時間後にはね、もう避難判断水位をはるかに超えて、氾濫危険水位に達する恐れがあるということですから、もうせっぱ詰まった放送ですね。そういうことからすれば、もう全く分からないのが、先ほどの石堂議員にも質問あったんだけど、久崎、円光寺観測所の久崎が、そういう状況になっていてね、1時間後には、氾濫するというようなことを放送しながら、その上流にある佐用観測所、佐用の観測所は、佐用消防の下にあるらしいですけど、これが、確認していなかったと。先ほどの答弁も、事実を知らなかったかいうたら、確認してなかったということで、さっと言われるんだけど、こんなことがあるんだろうかという点は、本当に疑問なんですわ。

だって、もう現に、石堂君と同じ話を繰り返しますけれども、円光寺観測所では、もう1時間後に、氾濫するという放送をしておるんだったら、その上流にあるんですよ。佐用観測所は。当然、連動してね、その危険性が迫っておるというふうに思うわけだから、それは、避難判断水位のチェックもしてなかったというのは、それは合点がいかない。その点は、町長自身、そう思われませんか。

静岡の地震が、邪魔して見れなかったということで、済まされる話でしょうかね。それをお伺いしたいんですが。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その事実として、そういうふうに、それを確認ができていなかったと。これは、それだけ、体制としてね、システムとして、それ全部の情報が、同じ所に入って来て、それを職員が、それぞれ、確認していく中で、20何ぼのあの中に、2つ入って、項目の中に一部に紛れていると。だから、その時間から入っていた、地震情報が、ずっと入って来た時間の間、その部分を開けていないということですね。これは、そういうふうに、不思議だとか、それは問題があると言われても、それは、事実は、事実としての話は、そういう状況だったということです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、今日、大事な答弁されたと、私は、思っておるんですが、だったら、避難勧告というのは、勿論、今から、防災マニュアルに照らして、判断してのことだけれども、本来なら、8時半までには、出さなきゃいけなかったけども、それはできなかった。9時20分というのは、避難勧告が遅かったと認めると。認めたというふうに確認してよろしいかどうか。

で、それが確認できるんだったら、当然、遺族の方や関係者にも避難勧告が遅かったということは、きちっと言明されるかどうか、この2点をお願いしたいのですが。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私の気持ちということは、まあ、そういうことで、それは、これから、更に検証していただいた中でね、しかるべき、いつ頃は、どうだったとか、そういう状況の中で、避難勧告の問題が、タイミングが遅れた、それぞれの理由もありますし、そういう状況の中での勧告のあり方というの、それが適切であったかどうかということもあると思います。ですから、それは、そういう状況、検証された後にですね、また、正確に、私の方で判断を申し上げたいというふうに思っております。

今の状況でどうだったと言われれば、私は、そのように感じておりますというふうに申し上げておるところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、次、6点目の緊急治水対策、ちょっと先に質問させていただきます。久崎決壊の問題ですけれども。

町長答弁で、川幅広げる云々を、要望をしているというふうに、今、聞こえたんですけれども、その再確認と。

それから、ちょっと是非、町長の見解を伺いたいのは、この素案ではね、現在の素案では、ご存知のように河床掘削だけの素案になっている。これでは、おかしいじゃないかということで、住民が言えばね、県土木の説明としては、河床掘削で、川底を広げてね、河道面積としては、これで確保できるんですという説明。ということは、河道面積が確保できるから、川幅拡大は必要ないというような、そういう理屈だというふうに考えるんですけれども、そういう見解に対して、町長は、どのように。まあ、要望しておられるんだから、その見解に対しては、どのような判断をされているのか。また、思っておられるのか、伺いたいです。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、1つは専門家によりますね、それぞれ設計、基準に基づいた設計がされるということで、そこは、やっぱり専門的な、家による設計を尊重しなければならない。尊重しないとですね、これも、また全てのことが、これはおかしいということになれば、進みません。

ただ、久崎の場合には、そういう、そのデータとか、設計、机上の設計だけでは、全てのことが、満足できる、クリアできてるのかということになるとですね、やはり、長年、地域の方も、何回も、こういう水害に遭われて、その状況を知っておられると。経験されてると思うんですね。そういう、その机上の設計だけではできない、分からない部分というの、あるんじゃないかと思うんですね。だから、そういうことは、やっぱり地域の方の、これまでの経験を踏まえた、水が、どういうふうに流れた、どういうふうによどんで来たか、流れてきたというようなことをね、やはり、もっと、県にも伝えて、また設計の中にいかしていかなければならないという点、それは技術的な点です。

ただ、それと同時に、やっぱり、その技術とは別にですね、その地域の方の、やっぱり見る目といういうんか、まあ言うたら住民感情としてですね、ただ、河床を掘削したよう

な形での、今回の復興となれば、河川の大規模改修という形をとるということで、考えていただいているわけでね、それが、見た目にも、その河川が、ほとんど変わっていないというようなね、状況というのは、特に、久崎の、今度の佐用川で破堤して、一番、あそこが、皆さんが、一番、新聞なりテレビ、報道も出て、全国からも注目され、地域の方も、あの状況をですね、非常に頭の中に印象にある中でね、ただ、そこが、元の形に復旧したという形だけではですね、これは、中々、ご理解がいただけないんじゃないかなという点は、私は、持ってます。

ですから、そういうことも踏まえて、技術的な点と、プラス、やはり復興、今回の河川改修の1つの大きな、目に見える、河川が改修できたというですね、そういう形が作るためにもですね、拡幅ということも含めたね、そして、それと同時に、道路とか、そういうものもできて、何か、あそこが前と比べて、かなり大きく違ったというようなですね、改善されたと。そういうことが、1つ必要なんだろうということも県に申し上げております。

まあ、どこまで、そういうことが取り上げていただけるかどうか分かりませんがね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 確かに、今言われたように、外見は、何も変わってないということではね、あれだけの被害を受けた者としては、住民感情、納得できんだろうというふうに、町長思ったと言われるから、まあ言われるんですが、それは、それがあつただけでも、しかしね、地元住民の気持ちとしてはね、もっともつとあるんですよ。内面的なことがね。外見だけじゃなく。

それは、何かと言いますとね、それは、今言われたように、専門家が、机上の計算で、河道面積を計算上確保したということになったとしてもね、5年前の被災から、どうだったかという思いが、もの凄く強いんですよ。その一番大きいのが、あの5年前に被災して、この間ですね、これは円光寺も含めてですけれども、小赤、大酒に至るまでね、ほとんどの自治会が、大規模土砂浚渫ですね、これを地元要望として、久崎も再三ですね、何回も要望してきているんですよ。ところが、岡本議員の質問あつたけども、小赤松の方は、土砂取っているの見たことないというような、ああいう言葉が出るようにね、ほとんど手が付けられなかったと。まあ、小規模な土砂浚渫はあつただけでも。そういうこの5年間の経過を見ておればね、いくら河床を掘って、そういう計算上は、河道面積確保したとしてもね、それは、また数年経てばね、あそこは、土砂の溜まる所ですから、また溜まって来て、二の舞する。三度四度、また繰り返す。こういう思いが強いというのがね、是非、これは、外見変わらなければ、納得しないということも含めて、町長は、県の方に言っていただきたいというふうに思います。この間、どれだけ各自治会から、土砂浚渫の要望が上がったのか、これは、町長、よくご存知だと思いますけれども、1回チェックしてみてください。この5年間に、どれだけ上がったかということね。それが1点。

それから、もう1点は、堤防の嵩上げの問題にしてもね、あれはもう、いろんな学者や、いろんな方が見に来ておられますけれども、あの堤防用地ではね、嵩上げにも当然限界がある。それは、そうですね。底辺が広くないことには、嵩上げは高くは、三角形できないんだから。そういう理屈からしてもね、やっぱり堤防用地を広げることも、嵩上げ上、重要だと指摘をされておるんですよ。そういう点から、地元の声が、川幅拡大という声にな

っている。こういう状況があるんですけれども、こういった内容含めて、是非、県に強く要望していただきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、石堂議員から、そういうお話をいただいておりますけれども、今回、直接ですね、

〔鍋島君「あの鍋島です。すみません」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ああ、石堂議員の時の続きをさせてました。どうも申しわけないです。鍋島議員から。失礼しました。

〔鍋島君「向こうの方が凄かったから、言いたいんやろ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。失礼しました。

鍋島議員からね、そういう状況をお話いただいておりますけれども、直接また、地域に、この計画素案を持ってね、それぞれ地域の方のご意見なり、そういう意見、ご要望、また打ち合わせをさせていただき説明会をね、させていただきことになっております。ですから、それは、町も一緒に、それは、地域の、そういう皆さんの意見なりご要望を県に、しっかりと伝えたり、また一緒に検討していくためにも、町の職員も、その担当職員をつけてですね、その説明会にも参加していくということにしておりますのでね、まあ、私も町長として、県には、既に、そういう話もしたと、今、お話をさせていただきましたけれども、引き続いてね、そういう状況について、しっかりと県にも伝えて、できるだけ、その住民の皆さんが、安心していただけるような改良事業にですね、なっていくように努力をして参ります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、再々調査の関係で、これは吉井議員も質問しているんですが、ちょっと確認したいんですけども、丁寧にやっておるから、再々調査は必要ないというのではないという理屈なんですね。町長の答弁は、で、再々調査を要望した方は、勿論、私も訴えありましたから、知っております。そういう方は、必要があるから、再々調査を要望されておるんですね。誰が、これ、必要あるかないかは判断するというのは、当局が必要ないと判断するのが優先なのか、それとも被災者が必要だと判断するのが優先なのか、どちらが優先なんですか。これ、判断は。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どちらが優先ということはないと思います。
ただ、そのことが必要かどうか。それは、この被災者の、り災した家屋の調査というも

の、その内容ですね。これは1回調査をした。本来は1回で、全てできておれば、そのとおりに、本人なりお互いに見解が違ったとしても、それが基準どおりできておれば、それで、調査としてはですね、完了するわけです。

ただ、1回目の調査というのは、今回のような災害の中で、非常に多くの被災がありましたし、そのために、町の職員だけではなくて、では、できなくて、たくさんの方の調査に入っていたらと。その中で、また、短期間でやるためにですね、立会いもなくですね、中々、十分な、その時の調査ができなかった。できてない点があったと、そういう中から、再度、きちっと、その基準に基づいて、家の人の立会いもしていただいて、そして、その説明もして、やると。そこまでやれば、今度は、それ以上の調査はないわけです。だから、それは、後は、調査は1回、その調査が終わればね、この調査としては、一応、きちっとしたできたものとして、処理をしていかなければならない。ただ、それに対する、その意見、見解の不満なり、やはり納得はしていただけない。それは、その調査を元に、再度話し合いということは、していかなきゃいけない。説明をして、ご了解をいただけるようにもしていかなきゃいけないし。調査のそのものについては、もう、それは、それで完了するという事ではないかと思うんです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まあ、これはね、経過から言えば、第1回目の調査自体が、非常に、ずさんなね、今日は、もう一々あげませんけれども、ずさんな調査だったために、再調査を求める多くの被災者がね、再調査をして、そういう判定が変わっていったという経過がある。

確かに、2回目の調査はね、丁寧に、かなりされている。それは、知っております。しかし、被災者としてね、判定を受けて、ほとんどの方が、2回目の調査で納得されているわけなんですけれども、どうしても納得できない理由というのは、たくさん持っておられるんですね。そういった内容を、きちっと受け止めてね、調査は、もうないと言うんだったら、だったら判定について、何度も相談に乗りますよと。どういう点が、おかしいんでしょうかと。全て公開しますと。どういう判定をしたのかということもね。こういうことが、十分されないから、この問題として、再々調査、再々調査という声になってきているというふうに思っておるんです。

そのあたりがあるということも、是非理解していただいて、私が聞きたいのは、井戸知事がね、被災者が納得できるまで、何回もしてもらいなさいということを新聞報道でされておるんや。これが、結局、私は、どちらが優先かの基準だと思っておるんですよ。被災者が納得できるまで、されたらいい。これがやっぱり基本にならないとおかしいんじゃないですか。町長。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、その井戸知事が、再調査と言うよりか、話し合い、納得いくまで話し合いをしてくださいということだと思います。

だから、調査そのものは、その調査の中で、どこがどういうふうに納得いかれないのか。そのことは、お聞きしてですね、説明する所は、きちっともう一度、説明が十分でなければ、その調査を基に説明をしていくという、その作業だと思うんです。

ですから、少なくとも、公開とか何とかができてないと言われますけれども、私は、調査につきましては、もう既に、こういう基準で、こうこうして、こういう所は、こういうふうに見ましたということはね、はっきりと、その方にも説明を、それぞれ担当はしていると思うんですけれどもね。判定基準を全く公開してないということはないと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、そのあたり、実態をよく調べてもろてね、そういう再々調査の要望があったとしたら、やっぱり、丁寧な対応をすると。最低限ね。その点は、説明も含めてですけれども、今日の確認にさせていただきたいというふうに思います。

それから、後、固定資産税。

あっ、確認しておきましょうか。再々調査の要望があったら、丁寧な対応をするということ、確認してよろしいね。

議長（山田弘治君） はい。

町長（庵逄典章君） それは、もう当然、対応させていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、じゃあ、固定資産税の調査で、半壊の家屋を対象にやるということで、ちょっといろんな、苦情も、私も聞いたんですが、町長も答弁の中で言われたように、家は、床上でも、倉庫、納屋等がね、30 パーセント以上、50 パーセントまでが半壊ですけれども、そういった例は出ております。そういうことからすれば、半壊だけを対象にして、調査するようなことでやって、勿論、要望があったらしたということだけでも、町民から、そういった苦情等ですね、そういうものは、寄せられていないのか。そういう点については、いかがでしょう。

〔税務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 税務課長。

税務課長（保井正文君） 先ほど、町長の答弁にありましたように、現実には災証明で、再調査とか、いろんな、丁度混乱している時期だったものですから、10月の初旬ぐらいから用意しまして、中旬から、11月中旬いうことで、これでも災証明の分と、話がごっちゃになるのを避けるために、基本的には、災判定で確定した家屋を対象にいうことで、入らせていただいたんですが、答弁の方にございましたように、20パー以上いうことで、住家は、同じ水位でも、住宅は新しいし、付属の方は、建築年が古いと。土壁でしたら、直ぐ落ちてしまうようなことで、そのへんは、慎重に、自治会長さんをはじめ、案内していただいた中で、われわれの方も、辺りを近所の人情報とか、中心に回らせていただきました。

で、おっしゃっておるように、特別に苦情等はありませんでした。それで、11月広報とか、そういう中で、それでも、私どもの方は、漏れがありますので、町民の方から、直接、そういった申請があったんですが、これは11月18日に調査終わったわけなんですけど、その後、減免の通知、出しました結果、4日現在では、事前に自主的に申し出があったのが208件。で、私どもの調査の方で減免の勧奨をさせていただいたのが698件で、占めて906件。これ家庭です。906家庭。

それで、あの、先ほどの話の中で、集落入らせていただきまして、予めり災証明関係の方で調査しましたのが、811世帯。それから、そういった形で、り災証明で半壊以下の所でも、いろんな状況で調査させていただいたのが63世帯ございました。はい、以上です。

議長（山田弘治君） はい、残り時間2分切りました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ確認ですけれども、私道等のいわゆる制度の拡充ですね。宅地90、私道85パーセント、これはいつから実施されるのか。勿論これは、災害の関係だけれども、町民に、いつから周知し、されるのか、実施について。

それから、あと、農業災害にかからない水路等も、当然、農災にかかれば何ちゅうことないんだけど、かからない場合も対応するというように聞こえたんだが、それは間違いなのか。2点お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。まず。

農林振興課長（小林裕和君） 農災の方についてはですね、その被災箇所がですね、営農等に支障になる場所についてはですね、本災にかからなくても小災害という、小災害、また単独の災害という形ですね、対応はさせていただきますし、宅地の災害についても、人家裏のですね、土砂が落ちて来た分についてはですね、被災以後、応急的な措置から対応しておりますので、それを宅地と考えればですね、宅地の崩壊についても、応急的なことからですね、対応はさせていただいております。

〔鍋島君「実施、実施、実施、いつから」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 実施させていただいております。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） えー、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私道の整備でございますけれども、これにつきましては、この間、11月の全議員協議会で町長の方からご説明しましたように、8月9日の台風9号にかかるというふうなことを謳ってございますので、適用については、8月9日の台風以降でござ

います。

それと、実施につきましては、いよいよの実施につきましては、今回の 12 月補正です。ね、かなりの額をお願いしておりますので、それが通れば、改めて、ご案内してですね、内々には、一応受け付けておりますけども、発行したいというふうに思っております。

ただし、これにつきましては、この際、明らかにしておきたいんですけども、あくまでも、災害にかかる私道について 85 ということでございますので、いわゆる、私どもが査定を受けますと、受ける事務と、それに準用をいたしまして、あくまでも被災された箇所、これについての修復のですね、現状、前のおりに直すというふうな原則に立ちまして、それにかかる経費 85 パーセント、これにつきましては、公平性を保つために、部落の自治会長さんを通して挙げていただくと。

それと、工種、手法ですね、これらにつきましてもご理解をいただく中で実施していきたいというふうに思っております。

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君の発言は終わりました。

21 番（鍋島裕文君） ありがとうございます。

議長（山田弘治君） 続いて、11 番、山本幹雄君の発言を許可いたします。

〔 11 番 山本幹雄君 登壇 〕

11 番（山本幹雄君） 11 番議席、山本です。

台風 9 号による災害と今後の防災について伺いたいと思います。

あの暑い夏の日から、今日で、早 4 ヶ月が過ぎようとしている。暑かった夏に、秋が過ぎ冬をむかえ、残すところ、今年も後 20 日ほどになった。本当に早いものである。あの 8 月 10 日の夜明けが、今となっては嘘のようである。一見すると、何もなかったのかと、錯覚するほど、見た目は復興している。しかし、一歩足を踏み込めると、本当の復興は、未だ夢の中なのではないかと感じる。

私の家も、数日前に、やっと壁を塗り、済んだところである。庁舎周りの民家も、今、大工さんが、家の補修をされている。心の底から笑える日が一刻も早く来ることをお祈りします。あのような災害は、二度とごめん被りたいものである。近所の方が言われた。近くの方が、何度も水害に遭われているのを見て、大変とは思っていたが、自分の家が水害に遭って、本当の災害、大変さが、しみじみと分かった。いくら、傍らで水害に遭っているのを見て、知っていても、自分が、その状況になると、そうでないとは、大違いである。私もしみじみと感じる。この苦しみ、悲しみ、嘆きを、いくら話しても、本当を理解していただけないだろう。今となっては、この悲しみ、苦しみを二度と起さないようにしなければならぬと思う。

そこで、8 月 9 日、災害時に町は何をし、何をしなかったのか。また、行われなかったとするなら、なぜ行われなかったのか。後々のため検証し、反省する必要がある。

前回の 9 月定例会で、私を含め、数名の方が、先の災害について質問をされていた。そこで分かったことは、県から佐用町に何度も指示は届いているが、佐用町から町民に向け、何ら情報が発信されなかったということである。9 時 20 分まで、町は、なぜ行動を起こさなかったのかということである。

佐用町には、防災マニュアルがある。いいことは、たくさん書かれている。しかし、どんなに良いことが書かれていても、実行されなければ何の意味もないことになる。

災害対策本部を設置したと言うが、何もしなければ、設置しないのと同じである。6日の日の慰霊祭で、県知事の代読をされた、防災担当の木村さんは、代読の中で、災害は防げないが、事前の準備をすることにより災害を最小限に抑えることができると言われていたように思う。確かに、私も、そう思う。事前の準備ができていれば、こんなにもたくさんの被害者を出すことはなかった。私は、4時頃庁舎に行った時、もう少し、強く町長に進言していれば、こんなにも被害は大きくならなかったのではないかと。深く反省するばかりである。

また、12月4日の上月地域づくり協議会で、ある方が、3時頃テクノに行った時に、川の水は茶色く濁り、増水していた。それを見た時、大変危険だと思ったと言われていた。それに対する、ある方の答弁が、そういう情報を役場にしていただけのような体制を作らなければならないと。確か、言われていた。

しかし、今、問題なのは、情報が町民が通報しても、それを受け止める体制が、町にないということが問題なのであるということである。私も、本庁へ行き、河川の水位状況の話もし、なお且つ、県からの指示さえ聞き流す、佐用町の体制が問題なのであるということに、早く気付いていただきたいと思う。いつまでも、雨がたくさん降った。予想以上の雨量だったから、気象観測史上初めての雨量だったと。台風による自然災害であるとか、言い訳ばかりしていても仕方がない。もっと真摯に受け止め、災害に対する準備を怠ったため、今回の災害を招いたことを認め、今回の検証をしないと、同じ過ちを三度繰り返すことになりかねない。

質問を通告しているように、先の台風9号において、佐用町の防災システムが崩壊していたことが、9月定例会において判明した。

その1つとして、職員の招集が遅れている。マニュアルによると、水防指令1号が、発生、発令された時、関係課人員の20から50パーセントを配備するようになっている。なぜ、招集配備されなかったのかを伺う。そして、佐用町には、防災無線がある。大変に便利なもので、下流域の上郡町にはなく、屋外放送をしたと聞いています。どんな便利なものでも、それを使う方法を知らない人間が持てば、無駄になってしまう。正に、今回の佐用町が、それである。19時50分の定時放送はしたが、河川は、既に増水しているところへ、雨が土砂降りになれば、誰でも、水害が起こることは予想される。それにも係わらず、町は何もしない。もう一度、言う。定時放送をする前に、なぜ緊急放送ができなかったのか。全く宝の持ち腐れということになると思う。

防災マニュアルによれば、災害本部を設置した時、住民にも知らせるようになっている。設置を知らせる先の1番目に、住民となっている。

先日、吉井議員の質問で、次回には、住民に忠告すると答弁されていたが、そうではない。通知するようマニュアルではなっているはず。なぜ、住民に知らせなかったのか。防災マニュアルに、防災無線は、全くいかされなかったと思うが、どのようにいかされたのかを伺う。

そして、円光寺に河川の水位が上昇すれば、警報のサイレンが鳴るようになっている。このような設備を町内各所に設置する必要があると思う。上月地域づくり協議会でも、その話は出ていた。町として、今後、どのように考えるのかを伺う。

そして、緊急応急措置として大規模半壊及び半壊世帯に52万円の補助があった。この52万円の利用について伺う。当初、私には、用紙の配布だけで、見てくださいと言っただけだと思う。内容は、全く分からなかった。また、後で、落ち着いてから来ればいい程度に考えていた。内容を知ったのは、同僚議員の話や業者の話で知ったというのが実情である。それに、はっきり言って、私の家は、床上150センチぐらい来ておりますが、何と、半壊であった。家も少し前に傾いた。今も、傾いたままであります。その説明を受けた時、

用紙の配布の中に、52万円のことを記した用紙はありませんでした。近所の大規模半壊の方と話をしている時、52万円の話になり、用紙を見て話したが、そのような用紙は入っておりませんでした。その時、近所の方は、これは、大規模半壊に適用なので、幹雄さんとこは、適用外なんだろうと言われ、そうなのかと思っておりました。後で、半壊家庭も適用である聞いてびっくりしたというのが、本当の話であります。

その後、多くの方と話をしていても、理解できていない方は、たくさんおられた。業者の方さえ、私の家に請求書を持ってきたが、おりました。これでは、理解できない方がいるのではないかと心配しております。家庭事情が裕福で、利用する必要がない方は、良いのですが、失礼な話になりますが、そうでない方が、十分理解できていないため、利用できていないということになれば、行政の不手際と言われても仕方がありません。そのような方がないことを祈るばかりであります。

そこで伺います。52万円の利用状況は、どうなっているのかを伺います。町長の答弁、よろしく願いいたします。

議長（山田弘治君） それでは、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず職員の招集の遅れということについてでございますが、佐用町地域防災計画及び水防計画に基づき、対策部ごとの職員配備と、役割分担を定めているところでありますが、短時間の豪雨による洪水や、急速な水位の上昇など、急激な気象変化が予測困難であったことなどから、職員の参集指示に遅れがありました。また、職員の居住地も広範囲で、道路にも被害が出て、参集に支障をきたしたところもありました。

次に、防災無線はいかされたのか、また、防災マニュアルはどのようにいかされたのかということについてでございますが、防災行政無線では、平時は町からの各種行事やお知らせなど多くの情報を提供しているところでございますが、災害時には、提供すべき情報の整理と、速報性を確保するための役割分担など、刻々と変化する状況などに対応できるよう、今回の災害を教訓に、住民への迅速・確実な情報の伝達体制を構築していかなければならないと考えております。また、各自治会においては、各地域内の状況や、緊急情報について、随時、集落放送を活用されていたと思っておりますが、今後の検証で、問題点を整理する中で、災害情報として速報性を確保した情報の提供が、今後、できるよう、有効活用のための体制を整備してまいりたいというふうに思っております。

次に、河川水位の警報サイレンの設備を町内何箇所かに設置する必要があると思うがということでございますが、河川水位の警報がなる設備につきましては、平成16年水害の想定に基づき、久崎地区を対象として、千種川の久崎地点と、佐用川の円光寺地点の2箇所に、県において設置をされております。これにより、今回の災害においてもサイレン吹鳴により、警戒情報が周知ができたところです。このため、他の箇所においても、同種の警戒システムや監視カメラなどの設置を県に要望しているところであります。

次に、住宅応急修理の利用状況でございますが、災害によって住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない方が、自宅で生活ができる必要最低限の補修工事を、台所、風呂、トイレ、寝室を対象に、1世帯52万円を限度に町が実施するものであります。この制度につきましては、8月25日からの、り災証明書発行時に、制度の適用となる半壊・大規模半壊の対象者の方に説明するとともにチラシを配布し、また、9月7日の災害見舞金の交付の時に、より詳しいチラシを配布し啓蒙に努めてまいりました。

法に定める救助期間は1ヵ月でありましたが、11月8日まで2ヵ月間、制度の適用延長を国にお願いし、実施をまいりました。

この間、454世帯が申請をされ、実施しました応急修理は1,095件、約1億7,704万円であります。

修理内容で申しますと、台所修理が363件6,179万円。お風呂432件8,321万円。トイレ172件1,467万円。寝室128件1,737万円となっております。

以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） そしたら、52万円の応急の方からお願いしたいと思えますけれども、かなりの件数が、実は、利用されておったという話を、今、伺っているんですけれども、これ、さっきも言ったんですけれども、中々、実は、分かりにくいシステムだったんじゃないか、と言うよりも、あんまり話を、実は、うまいこと聞いていなかった。私。で、さっき言ったとおりなんですよ。僕、あの、こんな封筒にもろて帰って、52万円の話、近くの大規模半壊の人の話、そんなもん、あれへんど。いや、幹雄さんとか、半壊やでないんやわ言われた。見てもあれへんしね。ふーんって、それで諦めておったんですよ。それで、大規模半壊、52万円の用紙をもろたのは、再度、り災証明で、うちが150もきて、家、はっきり、これぐらい傾いておるんや。これぐらい隙間できたんや。家も傾いて、壁が150センチ近くまで落ちて、半壊や言うて、はっきり言ってね、説明なんか、り災証明でもしてへんのや。丁寧に説明したけど、してへん、してへん。2回目もしてへん。僕が聞いて初めて答えただけで、それまで何もせえへん。判定基準、言えいうても、言えへんし、これどこにあるんや言うても見せへんし。ねっ、僕が聞いて、初めて、ポロポロ、ちょっと答えただけ。そんなん、お前、丁寧に説明なんかしてへん。はっきり言って、それが現実で、まあ、そういう中で、してくれて、次になったら、大規模半壊になりました。中に、僕が付いて行った人が、半壊から、いきなり全壊になった家もあったりして、これどんなり災証明しよんやと。半壊から大規模ならええけど、全壊になった家がある言うて、びっくりやわというのがあったんやけど、それは、それでいいとしましても、その時に、半壊になったという時に、初めて、私、52万円の用紙もらましたわ。はっきり言いまして。その時でした。半壊の時、もろてません。大規模半壊になった時いう時にもらいましたわ。うん。

それではね、半壊の人が、うまいこと利用できとうか言うたら、利用なんか、できとうわけが、これないと思う。で、説明した、話したと言うとうけど、どうなんだろう。

それと、もう1つ言わせてもらおうと、この前の4日の日の、上月町の地域づくり協議会の中で、ある職員が、いろんなことがあって、その仮設住宅を、ずっと回って、ケアしたみたいな話されましたはね。多分、町長もおったし、山田理事もおられたと思う。ちょっと、今日、きつい言葉も言うたけれども、何で、仮設住宅を回るの、非常にいいことなんだが、仮設住宅に入っている人だけが困っているんじゃなくして、今、家に住んでおったけど、板場で寝ておった人って言うて、たくさんいてる。この前、やっと畳が入って、畳の上で寝れたけど、板間で寝ておった家、いっぱいある。私の近所なんかでも、平屋しかない。それだけ、あれだけ水が来ておっても、平屋しかないということは、その板場が、どんな板場か言うたら、想像がつく。だけど、役場の職員が、そういう所、いっこも回ってない。回ってませんね。ちょっと、そこだけ、先、聞こう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 中々、そういう1件1件、そういうケアができてないと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） それでね、これ、1件1件じゃなくして、じゃあ、うちの集落へ来たのか。うちの集落じゃない、ないない。どこでもええんですよ。集落を回ってね、どうなんだと。あんたどこ、今、どうなんやと。1軒、1軒が無理な集落は、今日、説明会するから、ちょっと来てくれと。今、52万円もあるから、こういう対応があるから来てくれと言えればいいですよ。弁当の時も、そう。水の時も、そう。何にしてもそう。ねっ、役場へ取りに来いと。足もない。足がないって、ごめん、ちょっと今、発言まずいね。交通手段もない年配の方もたくさんおる。その人らに來い言うて、り災証明取りに來い言うて、それは、無理して行ったとしてもね、ねっ、分からんことあったら聞きに來い言うて、行けへんがな言うんです。行けへん人、いっぱいおるがな言うて。俺、9月議会で言うたやん。優しい対応してやってくれ言うて。行けへん人、いっぱいおるのに、何で來いって、こえへんだら、あんたが悪い言うて。そりゃそうだろう。行かなんだら、あんたが悪い。でも、違うだろうって、その人らがおるいうことを、分かっておるだろうと。ねっ、何軒ある、何軒あるって分かったんなら、実際100軒あって90軒利用しておる。待てよ、後の10軒何で利用できてないんだら。今、困っておるはずなんだ。困っておるから、義援金ももらい、援助物資ももらいしておるわけ。

ただ、もの凄く、裕福な家庭あるよ。いらん言う人あると思う。けど、多くは、そうではないはずの人達が、この人ら利用できてないいうことは、何でなんだら言うて、何で、思わんのんかな思うんや。そういう優しさが、何でないのかな。あったら、52万円使わない家があったら、僕は、おかしいと普通感じる。そういうアンテナを何で巡らさんのかなと思うんじゃけど、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この住宅の応急手当、修理の制度、これ当初、1ヵ月間という期限がですね、そういうことでした。で、これ、中々、1ヵ月間でできない、ああいう状況の中ですね、そういう中で、延長して欲しいということで、2ヵ月間の延長をしたわけですね。そういうことで、全員の方に、それは当然周知して、利用していただきたいということで、今は、山本議員お話のように、最初の時には、来られた時に、り災証明の発行の時には、最終的に全部、それを付けてですね、お渡ししているというふうに思っています。

中々、最初の時に、直ぐに全員に、十分にできていなかったという点もあります。でも、2ヵ月間を延長することによって、そういう中で、皆さんに利用していただくようにということで、これは、全員の方にり災証明発行しますので、その時には、担当の方で、そういう、この応急修理のできるという、いろんなパンフレットをわたして、一緒にわたしたというふうに思っているんですけども。それを、山本議員も、今、受け取ったというふ

うに、今、言われたと思うんですけれども、それは、他の方にもお渡ししているわけです。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕は、再調査してもろて、半壊から大規模半壊になった時に、もらったというんであって、その家は、半壊は、半壊のままだったと。僕が、知っている家はね。ああ、そうなのかなと思ったんです。

そして、やっぱり僕は、さっきも言ったようにね、これ、2ヵ月が3ヵ月や4ヵ月であっても、その利用の説明が、非常に分かりにくかったら、僕、その人が言うたんはね、義援金の中で、こういうのをやってくれ言われたんやという話を聞いたと、聞いておるわけ。それ、どういうことなのかなと思うけど、名前出して、誰々さんが、こう言うたんやと。だから、私らは、義援金もろた中から、そういう畳買うたりした分を払うたんやと。ところが、そうじゃなくして、こういうのを使えるのは、他の人が、ある人が尋ねて来た時に、あんた何しとんやと。何で、こういう制度があるのに、使えへんのやと。いや、私、知らなんだと言うわけや。何で、もうちょっと、その仮設住宅1軒1軒回る優しさがあるんなら、もうちょっと、優しさを他にも出してあげられないのかなと。こんだけ、被災者のとこ困っておる。ねっ、困っておる家、いっぱいあるのに、何で、そこへ目が向かんのかなという、何で、そういう優しさがないのかなと、常々思う。

で、僕は、これは期限が切れたから、それは、よう分かる。で、僕、昨日から、聞きよって、町長の答弁は、全て、行動が受動態で、自分ら行政から能動態として、動こうとしてないというのを感じておる。聞いた、聞いた、聞きたいだけで、自分らが、こうしよう、ああしようという行動が、あんまり、こう感じられてないというのがある。こういう災害において、一番、やっぱり行政が、もうちょっと軽やかに、足を動かしておれば、僕は、こんだけ不平不満を聞かずに済んだと思う。

あの災害時、弁当を取りに来い、水取りに来い、何取りに来い、違うだろう。何で、もうちょっと、町民の所へ出向かないの。職員を、ちょっとはりつけて、1日、2時間なら2時間でも、いいからはりつけてみるとか、何とか方法はあったんじゃないか。これ、話が横へそれてしまいうでいいけども、そういうことはせずに、2ヵ月経って、期限が切れたと言われても、町民の腹の中で使えなかった人にとって、情けないわな。僕、情けないと思う。何で、もうちょっとうまく説明してくれんのだろう言うて。だから、期限が切れたんかも分からんけども、町として、何か、方法をとること。町独自ですることというのはないんかないのだけ、ちょっとお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今、住宅応急修理のね、制度が活用、利用できなかったと、それは、期限が切れてということで、そのへんの説明が、十分できていなかったとか、そういう原因というものは、今、お話いただいたんですけれども、それは、たくさんの方に対しての制度で、中々、できるだけ、皆さんに使っていただく、皆さんに、できるだけ支援をしようという、今、優しさがないと言われますけれども、町としては、精一杯のことをしようという気持ちの上では、そういう対策、いろんな方法を使って、その周知もし

てきたと思っております。

それが、十分でないと言われれば、もう仕方ないんですけども、この制度の中で、2ヵ月も延長してですね、努力もしてきた。それ以上の中でね、今後、特例を、今度するという事になれば、もう制度そのものが、元々ない中で、何でもやったらいい、やっていかなきゃいけないという形になりますし、町も、そこまで中々、対応できないのが、町の現状ですから、利用できなかった方には、非常に申し訳なく思いますけれども、この制度という中で、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあ、そしたら、その質問は、これで終わります。

次にいきますけども、職員の招集とか、放送の時間の遅れとか、そういったことの中で、今、放送はなんか、自治会長がしてくれるんじゃないかというような、答弁があったと思うんですね。

で、確かに、うちも自治会長がしたらしいです。ただ、僕も、外走り回って、走り回っておったというわけではないけども、傘持ってあっち行き、こっち行きしよった中で、うちの自治会長の放送は聞いてなかった。聞いてなかったんだけど、それはいいとして、で、うちの自治会長は、公民館で浸かって、にっちもさっちもいかんようになったというわけです。

それは、どういうことかと言うと、まあこの前、写真見せたように、うちの公民館は、外から立ったら多分、2メートルを超える所に来てます。この前写真見せましたよね。僕のごうして、あっ、隣の公民館あるんですが、あの中で、もうお前、天井破って出ようかと言うて、これ、柱にへばりついて、何時間も経っておった。水の引くの待っておったんですよ。で、これはね、自治会長にせいと言うんでなくして、こういうことは、まず、町がしなければいけないことでもあると思うんですよ。まず、放送。

それでね、私、石黒議員が、凄くいいことを言った、素晴らしい質問だったんです。ちょっと、その感じたこと書いておるんでね、わが身はわが身で守るとしても、それについては、公的施設、設備の更なる整備拡充のもと、正確で的確な情報提供が行われることが前提であるとか言われた。私、そうやな、そうなんやと。それは素晴らしいなと。町からの、適切な指示や、説明があって、動かないと、これうちの自治会長、もうちょっとで死にかけですわ。ねっ。死にかけですよ。僕も、よく言うんですけど、僕、川に見に行ったんですよ。あの時ね、川へ見に行っておったで、町の放送知らん、自治会長の放送聞いてなくて、その後、下の、前も言ったと思うけど、ポンプを見に行ったりしよった。あれ、ちょっとずれておって、ドッと水が、もし入って来ておったら、うちの家まで、川から300メートルぐらいあるし、一番低い所通っていかなあかんから、僕も流れておるわけですよ。

自治会長が、放送してくれるんじゃないかと思うとったなんて、そんなバカなこと言うなよって言いたいんや。はっきり言うて。そういう指示を、的確な指示をした上で、自治会長、放送してよっていうなら、僕、分かるよ。そういう的確な指示、自治会長にしました。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自治会長に、放送してくださいということをね、言っているわけでは、それを前提として、話をしているわけではありません。ちょっと、私の言い方も悪か

ったかもしれませんがけれども、当然、今、言われるように、町からの連絡、特に、今回、問題になっているのは、自治会長さんも言われるんですけども、町との連携、連絡も中々取れないと。こういう中でね、しかし、地域としても、やっぱり地域が、非常に広い中で、それぞれの地域の状況にあわせて、自治会長さんらも、これまで地域防災の、いろんな活動もしていただいて、防災組織も作って、活動もしていただいております。そういう中で、集落にね、皆さんに周知を、自治会長さんとして周知をしていく上で、この防災無線、これの活用というのがね、中々、うまくできなかつた。これには、そのシステムの問題もありますし、町と一緒にになってしまいますから、時間的にもですね、優先して使えるというわけでもなかつたし、そういう中で、今後、集落内での、この周知ができるような、そういうこともして欲しいと、そういう物も必要だということも言われた中で、今後、問題点を整理する中で、情報の提供ができるような体制を作りたいということ、私の方で、今、話をさせていただいたところです。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 大下議員もね、自治会長と連携を取りながらと言われてました。質問の中でね、それもさっき言ったとおり、的確な情報提供、そういうものがあって、町が、その指示に責任を持てるという中で、自治会長も消防団も動かないと、消防団も自治会長も、勝手に動いて、何かあった時に、その責任は、自治会長、消防団取れと言われても、とりようがないんですよ。

で、幕山で、今回の災害に遭った時に、ちょっと、災害の後、いろいろゴタゴタしたと聞いた。自治会長が悪い、消防団が悪い。そんなことで、消防団や自治会長が責められるようなことがあったら、自治会長も消防団も、誰も、もうなり手ないですよ。その先に、町が責任を持つ、そういう姿勢があって、初めて、安心して自治会長も動けるし、消防団も動けると思うんですよ。ただ、今回、自治会長や消防団を、ちょっと責めるような動きがあったということを知っているんで、そうではないはずだ。その先には、必ず、町がバックに付いているんだから、自治会長さん、消防団、安心して動いてくれと。そういうことだと思うんですけど、その点について、町長、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、町の果たすべき責任、役割というものは、これは、それを果たすべき努力をしていかなきゃいけませんし、その責任は負わなければならないと思います。

ただ、全てね、行政にも限界があります。実際の行動等につきましては、地域は、地域での役割も果たしていただかないと、これは、行政全体として、何も、十分な的確な対応ができないということだと思いますし、また、個人個人も、自分たちの判断で動いてもらわなければいけないことは、動いていただかなければいけないというふうに思います。

しかし、そういう中で、今、行政として、これは全体を責任を持たなきゃいけない、行政の責任というのは、上にあるということ。そのことは、よく認識しておりますし、認識をしなければいけないと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） さっき言ったようにね、わが身は、わが身で守ることが前提でね、それは、そういう中で、後は、自治会長さんにも動いてもらおうと。ただ、その最終的に責任、持てる（聴取不能）と、持てないこと、いろいろありますけれども、ある意味において、行政がしっかり責任を持ってもらうということをしなればいけないと思うし。ということで、次に、防災マニュアルで、亡くなられた廣岡さんの招集について、ちょっと伺いますけれども、当然、廣岡さんの場合は、水防指令1号が出された時に、招集がなかったら、おかしい立場だと思うんですね。で、これ、廣岡さんに招集がかかったのは、そうではないし。ただ、そこまで出なかった、招集かけなかったという理由は、何かあるんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 水防指令等によります職員招集の関係ですけれども、その時の水防指令につきましては、ある程度、広範囲な中での指令として、県の方から出てきます。それに基づいて、町の方で、どの範囲を招集かけるか等、検討した上で、職員の方に招集をかけるようなこととなります。

〔山本君「検討した上でね」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、それは、どういう検討されたんか、僕、分からんのやけど。ここ、これ、これマニュアルなんです。薄いですね。これ、マニュアル薄い。何でか言うたら、僕とこマニュアルがなくなったんです。で、これコピーしたんです。だから、マニュアルがないから、コピーしたんで、それでしょんですけどね。まあ、災害警戒本部1号配備、僕、災害対策本部は知っておったけども、警戒本部いうてあるんやな言うて、えーいうの知って、佐用町、これ立ち上げて、設置してないしね。で、関係課人員が、20パーセントから50パーセント配備するとなっておるんですね。で、これが水防指令1号が発令された時、大雨警報とか、洪水警報のいずれかが発令された時というの、マニュアルに書いておるんです。僕が、言いよん違いますで。僕は、読みようだけやから。マニュアルに書いてあるということは、そうなんだろう言うて、なぜ、僕は、課長の意見はいらん。いらん。そんなもんは。マニュアルはあるんやなと。マニュアルを、なぜ実行しなかったのかということ、だけ聞きたい。ページ、142ページにあるよ。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 水防指令1号という、20パーセントから50パーセント、そのあたりで、どういう、そんな範囲で招集するか。それは、その地域、その時の状況判断があります。まあ、その、水防指令が、1号が出された時には、まだ、当然、担当課長なり消防防災担当者も出ておりましたし、その体制は作っておりますけれども、招集につきましては、その時には、災害の発生の危険性と、十分に雨の状況、河川の状況ですね、それについては、現状、それ程危険性を感じていない。そこまで、多くの人員、50パーセントも招集するような状態ではないというふうに判断をしているということです。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 危険性感じておるか、感じてないか知らんのやけど、それは、勝手に町長が判断しておるだけであって、現実問題危険だったんですから、危険だから、廣岡さんが亡くなったと。で、20パーから50パーセント配備をする。これ1号。水防指令1号出るという。これ2時10分頃の話やはね。それなら、それでよろしいがな。20パーセントから50パーセント。50パーセントということは、職員の半分やはね。職員の半分。職員の半分、上から半分としても、これ2号が出た時、まあいやらしいこと聞かんところ、2号が出た時、4時回っての話の中で、上から50パーセントの職員を配備するとなったら、この段階で、もう廣岡さん、この50パーセントから漏れる立場だった人なん。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今、議員おっしゃいます、職員の配備体制の、そのパーセントの関係なんですけれども、水防計画の中では、2号配備の場合、所属職員の40パーセントという形になっております。これが、水防指令2号が発令された時ということなんですけれども、それで、廣岡君の関係ですけれども、三日月地域対策本部の方の2号配備職員となっております。

〔山本君「いや、違うがな」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 2号配備職員なんだろ。それが4時代に出ておるわけやから。2号が。ほな、2号、何でせえへんのんって言いようわけ。それ、2号やって、今、言うたやんか。2号配備職員だろ。2号配備職員だったら、2号いうのが、4時代に出ておるわけや。そうだろ。4時代に出ておるということは、4時代にせなあかん。

それでな、いやらしいけどな、消防長が、吉井さんだったかな、答弁の中でね、8時頃来て、人が、ほとんどいなかったか何か言うてね、私、電話の対応に追われておったんですというような発言しておるわけです。7時半頃に役場へ来て、職員がほとんどいなかったの、私、電話の対応に追われておったと。これ僕だけ聞いたんじやのうて、他の議員も確認しております。

それでね、今、町長が、職員が来ておったかどうかいうて、今、言うたけど、職員、8時頃まで、ほとんどおらなんだ言うて、消防長が言うたわけや。で、それだけ考えたら、2号配備の時に、何でしなかったのって、その理由を聞きよるわけ。マニュアルにはな、40パーか50パーか知らんで、マニュアルには、50パーを配備となっとうで、40パーならいいやん。40パーでも、30パーでも10パーでもいいやけど、するとなっておるんだったら、何でしなかったのって言うておるんや。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その時の、当然、その水防指令2号が発令された時、あるいは、その他の条件等、配備体制の必要を認めた時ということになっておりますので、そこら辺の判断があったと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） ほな、必要を認めた時の判断で、しなかったと。判断しなかって死んだということやな。そうやろ。廣岡さん死んだんや。何で、死んだか言うたら、その時、配備しておったら、死んで済んだんや。判断を誤りで、この時間にしたから死んだんや。そういうことでええんやね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、直接ですね、亡くなったということと、また、その配備をしなかったということと、直接、それを結び付けられていうのは、そこまでは、私は、直接的な原因というふうにはね、捉えることは、これはできないのではないかと思いますけども。そういう可能性があったとかね、そういうことの話では、そういう思い。言われることは分かりますけれども。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） あのね、廣岡さんね、例えば、来る途中で、交通事故で死んだん違うんですよ。歩きよって引っくり返って死んだん違うんですよ。病気で死んだんでもないんですよ。この災害で、招集かかりよう途中の災害で死んだんです。災害で亡くなられたんです。なっ。あの時、道路が冠水する前に、廣岡さんが召集かかって行っておったら、廣岡さんが冠水の中に遭わんで、死んだんや。だから、直接結びつけるも、結び付けんもない。そのもので死んだんや。そうだろ。違う。僕は、他の事故で死んだ。来よう途中で引っくり返って死んだ。お腹が痛くなって死んだと言うんであるならば、そうで

はない。けど、来ている途中にね、災害で死んだわけでしょ。マニュアルに則ってやっておいたら、何も、死んで済んでおったわけや。直接結びつけるな言うて、結びつけるよ。この災害で死んでおるんやから。この災害で招集かかっておるんだから。こういうのを二次災害と言うんかも分からんけども。それを、直接結びつけるないうのは、それは、おかしな話やと思うんですよ。

まあ、これ以上、この点についても、言うてもあかんのんかも分からんので、僕、ようさん、何か聞きたいことあって書いて来たんやけど、もう 17 分しかない。で、もうこれはええわ。ほんなら。ねっ。

で、これ、防災マニュアルによると、災害対策本部を立ち上げる時、通知する、一番目に住民に通知となっておるんやね。で、この前の答弁の中で、何と、次からは、住民に通知します言うたけど、次から通知するん違うんや。次、違うんや。マニュアルに書いとんやから、何も、あんたら勝手なことせんでええんや。マニュアルに、まず則ろうやって話。書いとうやろ。ページ言わなあかん。まあ、そないなこと言わんでもええわな。ほな、何で、通知せえへんのん。次から違う。何で、今回しなかったの。

ほな、まあええわ、ええわ。聞いても話にならん。

ほな、次行くで。通行規制の問題で、地方自治法第 153 条に基づき云々で、通行規制の権限を地域対策本部長に委任することができるとなっとう。これまあ、地域対策本部で各支所やな。で、何で、この権限を駆使して、各地で幹線の、水で冠水しておるはな。この通行規制かけるような行動をとらなかったの。そこらへんも何う。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当時の状況の中でね、通行規制をかける、職員が出て、かけるような、それを町独自にね、できるというような状況では、中々なかったと思います。県の土木の方も出て、それぞれ県道、国道の、冠水したり土砂崩れがあった所、そういう点については、通行規制を最終的にはかけていきましたけれども、それもまあ、災害が、そこが通行ができない。いろんな通報を受けた上でね、規制をかけております。実際、そうじゃないと、それ以前に、職員の中だけで、人数です、職員が出て道路の規制をしていく、そういうような人員もありませんし、そういう体制がとれるような状況ではなかったというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ちょっと、次また聞いわ。

水防警報で、町が水防警報の発令をした時は、消防団に待機または出動の措置を取らせるとあるんやね。町は、消防団に待機または出動の措置をとったのかということの中で、これは、いろいろあの中で、答弁もされたりもしておったけど、もういっぺんちょっと、伺いたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この水防、水害の場合ですね、中々、消防団の方に、いろいろとお世話になる、活動していただかなければならないんですけども、それは、どうしても、これだけ広範囲で、それぞれの地域の状況にあわせてですね、もう地域で、支団長又は分団長の方の指揮の下にですね、活動をしていただく。その前に、そこは、地域の中で、自治会、その集落の自治会長さんなんかの要請に基づいて、動いていただいていると。統一して、町が指令を出して、町からの指令に基づいて動くという形では、とても間に合いませんから、そういうことで、実際には、活動をしていただいております。

当然まあ、全体を束ね指揮する団長につきましては、本部の方におっただいて、町の方で、こういう状況の中で、本部から、消防団への連絡、放送等をですね、そういうことについては、招集放送とか、連絡放送、そういうことはやっただいていただいているわけです。そういうことを消防団長には、こちら、町と消防団長と相談をしてですね、状況判断をして活動をしていただいているということでもあります。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 160 ページ、マニュアルで書いておるんで、1号が発令されたんが、2時15分、本来だったら、ここで要請するんが当たり前だろうけども、ちょっと遅れて2号の4時32分頃にでも要請したんかどうか。7時や8時に要請したかと聞いておるん違うんですよ。その時に、マニュアルにのってしたんかっていうことを聞いておるんです。

僕、まずマニュアルがどうかという話の中で聞いておるから、マニュアルに則ってしたかということ聞いておるんで、マニュアルの時間でやってもろたんかな。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 団長への連絡を行って、役場の方に来ていただいたんが、5時です。

〔山本君「ふーん」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） それ、団長だけなん。これ、僕、消防団に待機、または出動やから、僕は、消防団と呼ぶのは全てや思うとったんやけども、消防団というのは、団長を指していることなんですか。ちょっと、そこらへん聞いておかなあかん。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） いえ、あの、その消防団のトップが団長でありますので、一応、団長への招集をお願いしました。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 何で、こないなこと言うか言うと、先の通行規制と関係あるんですよ。消防団を全部集めて行動し、そういう、例えば、隣の美作町では、消防団と職員が、一緒になって道路の通行規制したという話なんや。で、その体制するためには、人がいるんですよ。災害というのは、絶対、人がいるんですよ。どんなに素晴らしい人間でも1人じゃ無理なんです。だから、消防団となっておるんです。ねっ、支団長とかなっとなん違うんや。団というのは、その固まりですから。だから、その固まり、皆に、そんだけ来て、その災害時に、皆で助けてくれと。一緒になって災害乗り切りましょうというための、僕は、出動要請なのかなと思うとったんですけども、これだけ、大変なことになっておきながら、消防団の団長だけしか呼ばなんだのか。いうことで、そういうことだったんかなというのもあるんですけども、次、災害対策本部が水害に遭うて、なんか、2階へ逃げろとなっておるらしいけども、災害対策本部が水に浸かるなんてことは、僕は、絶対にあり得ないと思うんですけども、あります。そんなこと。答えてください。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 絶対にあり得ないことはないと思います。気象、どのようなものになるか分かりませんし、はい。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 災害対策本部というのは、本庁の3階となっておるんです。3階まで水来たら、ここの人、皆死んでますわ。マニュアルでは、そうなおるんです。何で、水害では3階になっただろうか。もしかしたら、1階には浸かるかも分からない。そういう考えのもとに、私は、3階にしたんだろうと思うてます。そういう趣旨を理解せずに、1階に災害対策本部を置いて、慌てて2階へ逃げろ言うたんかな思うて。根本的に間違えておるわと。ねっ、木村課長、今、見てくれようだろうけど、なっただる。3階に設置せいと。なっただる。ちょっと、答えて。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 災害対策本部の設置場所は、3階ということになっております。ただ、最初の、事務所の中で、初動体制の中では、いろんな収集、情報収集する中では、1階、2階に機器等がありましたので、そちらの方で、情報収集の方を行ってございました。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 1 階でも 2 階でもええんかも分からんけども、こういうふうになる可能性があるから、多分、災害本部は 3 階にしたんだらうと思うんや。

で、僕、話聞いておって、もうマニュアルなんてものは、どっかへ行ってもう。今の質問全部聞いて、何 1 つマニュアルどおりやってない。ねっ。これで、災害が大きいなっただらうと、僕は感じておるんですよ。ねっ。集めるんだって、招集であつても、もっとテキパキ、きちっとしておきゃええ。ねっ。情報だつて、各町民に、きちっとおけばいい。再三、警報が、何時に出たのか云々という話になっている。それが、早いか、遅いかという話になっている。これは、やっぱり防災マニュアルに則って、何で、行動しなかったのか。それさえ、きちっとおけば、ねっ、そして、先ほども言ったようにね、その通行規制だつて、支所でできるようになつとうわけや。ねっ。

ただ、問題なのは、支所に人が集まるような体制ができていなかったな。支所だけじゃないわな。8 時になって消防長が来て、ほとんど職員がおらなんだで、電話で対応しようんやで、あきれてものが言えんわな。なっ。

消防長が来て、あきれてものが言えん。加藤さんごめんな。これ、加藤さんが悪いん違うんやで。考えたら、これ、今回のだけじゃない。前回の、9 月議会の時で、石堂議員が聞いた時、ある職員が云々、時間に来た時、まあまあ、8 時が、ちょっと前だったけれども、ほとんど誰もおらなんだ言うて言うた。ねっ。まず一番肝心なのは、きちっと職員集め、どうするか、ああするかいうのを、きちっと指示し、例えば、支所なら支所で、きちっと人を配備し、そうしないと、いくら本庁で、僕、町長が悪い言うとな違うで、町長が、どんなに頑張ってみたって、本庁で 1 人頑張ったって無理なんやから、この広い佐用町。もっと支所機能を、きっちりうまく利用しながら、早い段階で人を集めて行動しておかないと、今回の検証で、一番肝心なのは、俺、そこやと思うんや。そのことができていなかったら、後、いくら言葉、綺麗に並べてみても、どんなに素晴らしいマニュアル作つたって、宝の持ち腐れなんや。結果において、今回 18 人死んで、2 名の方が、今、捜さなあかんいう感じ。これ、当初からマニュアルに則って、きちっと対応しておつたら、こんなことはない。そう、町長思いませんか。

議長（山田弘治君） はい、残り時間 4 分切りました。町長。

町長（庵逄典章君） こういう中で、受けた、後から見れば、マニュアル、まあ教科書どおりできていなかったということ、いろいろとあります。そういうことも十分に今後、検証をいただくこととなると思いますし、その点については、そういうこと反省しながら、今後の対策、また、こういうことを起さないように、これからの教訓として考えて、皆が努力してかなきゃいけない。私も、十分反省をさせていただきたいとします。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） もう 1 個、サイレンのことでね、久崎でサイレンが鳴った。この時に、何で、しなかったのかという点と。

もう1つ、久崎で水が浸かったら、これははっきり言うて、久崎だけが浸かるわけがない。この河川流域全部浸かるはずなんや。ほんで、何で、久崎だけに付けたのかって考えた時ね、前回、久崎が浸かったからいうのもあるだろうけども、それは、そこに付けることによって、概ね、その河川において、状況を把握できるということで、1個だったんだと思うんや。まさか久崎つけて、後、他のことは知らんって、そんな無責任なことではなかったと思う。ただ、どっか1箇所でも付けることによって、十分、他に対する警報もできると。久崎、そこに付けておけば、十分、それで対応できるということだったんだと思うんですけど、そうじゃないんですかね。

他のことも、他の地域のことも、あそこへ付けておいたら、他の河川の状況も概ね分かるということだったん違うかということですよ。

もうちょっと言うとね、例えばね、久崎でなったって、久崎は、久崎であって、他のところは安全やなんて、まさか考えておったわけ違うでしょ。どっこも状況は一緒やいうのは、あの流れ見たって、全部状況は一緒やいうのは分かるじゃないですか。前回だって、うちらだって、浸かっておるわけやから。16年の時だって。そこで、なぜ久崎だけで付けたかと言うと、その久崎を付けることによって、概ね、全体の、あの雰囲気、範囲は、全部網羅できると。はっきり言えば、佐用町は、そこまで、ある意味で、網羅ができるという下で、僕は、久崎1個で十分だったんじゃないかと思うとうわけですよ。もし、久崎だけやとか、そういうことだったら、ほんまに、全部付けておってもらわなったら、付けなったら、町の行政の責任になっちゃうよ。それで、もし死んだとなったら、

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう16年の災害の後ですね、県で付けられた、それは久崎が非常に大きな被害を受けて、久崎地区の人の住民の安心のために付けられたと。これは、県が付けられてますから、当時、上月町の中で、そこに付けられたというふうには思いません。

だから、それは、私は、その時のね、確かに、言われるように、そういう、実際には、そこだけの問題じゃない。河川はつながってますから、そういうふうには判断をしないかというふうには、推測いたします。

議長（山田弘治君） 山本幹雄君の発言は、終わりました。
暫時休憩をいたします。3時15分から再開いたします。

午後02時59分 休憩

午後03時13分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。
10番、高木照雄君の発言を許可いたします。

〔10番 高木照雄君 登壇〕

10番（高木照雄君） 10番議席の高木照雄でございます。

質問に入る前に、10月の町長選におかれまして、庵途町長が、再度、町長として、町民の付託に答えられ、当選されたことを、心からお礼申し上げます。

少し体調を悪くしていますので、無茶になるかも分かりませんが、堪忍願いたいと思います。

私が、一般質問通告しております問題については、昨日、今日とで大変多くの方々が質問されましたので、私は、私なりに少しやってみようと思います。

なぜ、私が、この9日の一番最後を選んだかということは、この8月の9日という日は、平福地区においては、私とかが一番の被害を受けました。その中で、私は、障害者の妻を持っております。でも、多くの方の隣人、友達が駆けつけてくれまして、その9日の夜を救ってくれました。

その日の、8月9日の事情を少し話してみたいと思います。もし、一般質問から離れるかも分かりませんが、議長、もし不都合が流れましたら止めてください。

9日の日は、昼から家内を連れて親戚の家に、家内のふるさとへ行かせていただきました。5時過ぎに帰ってきました、夏でしたので、ビールを、缶ビールを2、3本飲んで、そして、6時半に延吉の納涼祭に出かけました。その時には、雨は降っておりません。私は、酒を飲んでおりましたので、ずっと歩いて1キロほどあるんですけども、行きました。そしたら、その姫鳥線の、姫路鳥取線の下に、町の、平福地区のグラウンドを作ったということ、広い敷地ができております。そこへ、自転車を置いておいて、そこへずっと歩いて行ったんですけども、その縦貫から、縦貫じゃなしに、姫路鳥取線から流れる水路が、凄い勢いで水が流れておりました。ところが、河川まで行きましたけれども、河川は、ほとんど水が増えてませんでした。そして、ずっと見て、消防団がおりましたので、おい、この水路だけは、蓋をしてもらっておけよと。流れたら、川まで行ってしまふぞ。という話をして、一応、クラブに入りました。

7時前に入ったんですけども、丁度、副町長が、7時10分前ぐらいでしたかね。来ました。そして、私の横に座って、私は、また入ったら、直ぐ向こうの人がビール持って来たら飲みもって、副町長も行ったら、副町長は飲まないということで、それから、携帯を車の中に置いておいたんで、私の携帯を貸してくれということで、副町長に貸しました。直ぐ役場へ連絡入れました。木村課長に。今から、直ぐ帰るから、用意だけしとけと、いう電話をしてました。それで、直ぐに、あいさつだけして、副町長は帰りました。

私は、それから、平福地区の自治会の方と一緒に8時過ぎまでおりました。それで、他の自治会長は乗り合わせで来てましたので、帰られました。私は、傘さして、その時は、確かに雨は降っておりました。そして、1キロほどずっと帰ったんですけども、河川を見ても、5年前と比べたら、ほとんど普通のあれで、ああ、べっちょないわという気持ちで家へ帰って、工場から家の中に入って、おい帰ったぞ、いうて、家内と娘に言いました。そして、フランフルトを3本、犬のために買って来ましたので、工場でフランフルトを1匹の犬にやって、それから家の中に入って、家内と娘とに焼きそばを、これ食べいやと、言ってわたしました。私も、晩飯食べてなかったんで、直ぐ、水割りを、焼酎の水割りを作って、焼きそばを食べておりました。

そうすると、先輩議員から、警戒警報が、3号が出たら、議長に連絡して、何とか、議員が集まるように、要請したら、してくれるように頼んでみてくれいやということだったんで、山田議長に電話入れました。山田議長は、上秋里の方に出ておられたんで、やかましくて、案外電話が通じなかったんですけど、分かりましたということをおっしゃったんで、私は、直ぐに、電話を切って、議会の作業服に着替えて、工場に出た途端、5センチほど工場の中に水が溜まってました。それは、その延吉から帰って、30分か40分の間です、直ぐ、私は、犬を抱きかかえて、風呂場へ入れておいて、消防ポンプがある機動隊

の基地に行きました。

そしたら、皆集まっておったんで、おい、多分、団長は、佐用へ出とう、本部へ出ておるから、お前ら頑張ってくれいよと言うて、指示だけして、帰ったら。近所の方、友達が、17、18人来てくれてました。

5年前の水害では、ビール箱から5センチほど上がった所で止まっておりました。今回、そないして、皆、ビール箱2つ並べて、製品とか、いろんな物を置いておったんですけれども、まあ10分もせんまに、ビール箱が、バツと浸かりました。1つは。それから、ずっと増えて来るんで、皆、帰ってくれいと。家へ帰ってくれいいうて頼んで、帰るまでに悪いけど、家内だけは運んでくれということで、家内を車椅子に乗せて、皆で持って、そして、道へ出たら軽四が来たんで、軽四に積んで、近くの散髪屋へ連れて行きました。

そして、私、直ぐに帰って、クラブを、畳を4月に入れましたんで、皆、皆、来いやということで、クラブの戸を開け、畳を上げよう思うたら、水がいっぺんに入って来ました。川から。それで、そな言うて、畳を、こういうテーブルの上へ置いて、出ようと思うた時には、その前の道が渡れなかったです。多分、9時半頃だったと思うんですね。それが。

そして、皆、手をつないで渡って、私は、そのまま、家が隣なんで、家へ帰って工場を見たら、川の水と道の水が、工場の中で渦巻いとんです。そら、製品だろうと、えらい、見よったら、そこで巻いよんです。そやけど、恐ろしくて逃げて出ました。

そして、家内がおる散髪屋に行って、じーっと見よったら、行った時には、タイヤ1つ分、車が、30分もせんまに、ボンネットまで水が上がりました。そういう中で、私は、じっところ、辛抱して、水のひくを待ってました。2時過ぎぐらいに、何ぼかひいたんで、表へ出ようとしたけれども、溝の上の鉄板がなくなっているんですよ。それで、気を付けて、そこへ歩いて家へ帰って、まあ電気がついてましたんで、ゆっくり座って、うん、まあ、仕方がないな。ええ年して、また苦労したなと思って、自分を、自分を責めながら、その夜が明けるのを待ちました。また、その時も飲みましたよ。もう酒が頼りでしたからね。ほんまに。

そして、明るる朝になったんで、直ぐに、コンボ、リフトが動きましたんで、車が倒れておるやつやら、鉄板が倒れておるやつを、全部リフトを使って除けました。

そして、その晩に、おじさん、おばさんが、うちへ来て泊まれということで、家内を連れて、娘と一緒に行きました。疲れておったんで、寝てしまって、目が覚めたら、2時頃でした。ほな、家内も目が覚めましたんで、おい二三子、もう平福捨てんか。お前とこへ帰ったら、立ち退きでさらの家建つとんじゃないかと。帰らんかと言うたら、ごつつう叱られました。お父さん、何言いよってんじやい。皆、困つとんじやないかい。何で逃げてんやと。娘も、そない言うて答えました。私は、よしやってやろうという気持ちで、現在もきております。

嫁に、小さな物を、小さな1階建ての部屋を建てて、正月までに連れて帰ってやるでなと、約束しました。3カ月。だから、江見の大工さんを頼んで、よし、やったらと、許可をもらいました。ところが、神戸の震災から確認申請。また、今回の河川改修等によりまして、中々、許可が下りません。現在、未だ下りてません。下りるのは、1月の終わりであろうということを聞いております。だから、家内にも、分かったと。仕方ない、こらえてくれいと。お父さんの1人の力でいかんので、必ず、春までには、してやるさかいにということで、お願いしました。家内も、気いよう受けてくれました。

そして、正月には、工場の2階に、今、私、寝起きしておるんですけれども、工場のリフトを使って、何とか、2階へ上げてやるからなと。大変、喜びました。

そういうことで、私は、9月議会に、一般質問で、何とか被害者の状況として、町長に訴えて、少しでも早い復興と願いましたけれども、議運の中で、議長が、今回は、できる

ことなら、自粛したらどうかというふうな意見が出ましたんで、あえて、私は、しませんでした。

そして、今日、こうして一般質問をさせていただくんですけれども、まあ、この度の大地震を踏まえてということですね、自主防災の取り組みについて、役場が、どれだけの指示をしたか。山本議員が言っておりましたとおり、連絡をしたのかというようなことも、本当に、私は、残念で仕方がございません。やはり、自主防災いうもんがあるんですから、きちとした取り組みをして、住民が助け合っていく、そういった自主防災にして欲しい。自主防災が、毎年、何か、私も役に就いております。毎年4月に、3月ですか、役場に出すんですけれども、一度も訓練も何もありません。こういうことこそ、こういった災害の時にマニュアルが、うまくいかないということになるんですね。だから、これを教訓に、自主防災を作ったんなら、各自治会長さんに、また、校区ごとでも結構です。このことをやってくださいという役場からの指示がなかったら、私は、駄目だと思います。だから、とやかく今、言っても仕方がないんですよ。これからのことを、皆で考えていくためには、やはり、今の反省をもってやっていきたいと思います。

それから、2番目のボランティアについてもです。私も、地域の復興計画の懇談会の時に、意見交換の時に、少しだけ言ったんですけれども、ボランティアの要請は、10日だったか、11日だったか、覚えてません。覚えてないですけれども、自治会長が持って来たんで、直ぐに、娘が、8時45分にボランティアセンターに入れました。でも、悪いですけれども、盆済んでも、ボランティアは入ってくれませんでした。だから、16日の日に、私は社協に電話を入れました。平福の高木です。ボランティアセンターに申し込んでおるんですけども、誰1人入ってくれんのは、どういう意味か。そういうことで、社協に電話入れましたら、今度、ボランティアセンターから電話がかかって来て、いくら電話しても応答がないから、下回しにしていますという返事だったんですね。電話は、めげてもとんですよ。流れとんですよ。なんぼかけても、かかるはずがないですよ。だから、自治会長のところへ連絡すればいいですよ。それも、してくれませんでした。大変頭に来ましたよ。でも、私は、ああ、取り組んでおるんだなと。誰も、職員も、誰も一生懸命やっておるんだけど、ああ、そうだったんだろうなと思うて、こらえました。そやけど、火曜日の日に、娘が、悪いですけれども、娘のこと言いますけれども、娘が、南光の病院へ点滴に行くように、無理やり行くように頼んでくれましたんで、私、火曜日の日に、月曜日、火曜日と点滴に行って、火曜日の18日に戻って来たら、私とこの周りに、消防団員が、うようよするほどおるんですね。伊丹、芦屋、猪名川、この3団体がうちの家へ入ってくれとんですよ。そして、私は、直ぐに、その3団体のトップを呼んで、実は、うちは、1団体でいいから、すまんけど、上へ、私が案内するから行ってくれということで、後の2団体を連れて、他の場所へ連れて行きました。ほたら、その方、向こうへ送った人が、今日は、高木さんところへ行くと、高木木工所へ行けとなっておるんで、いや、それは、僕が書くから、後から、返事、ええがい書いておくからということで、帰りに寄って書きました。ほたら、明るる日も3団体、うちへ入りました。だから、私とここに1団体だけ残ってもらって、後2団体を、北新町の、それぞれの家庭に配布しました。

確かに、皆、喜んでくれました。私も助かりました。そりゃ、素早いと言いますかね、だから、ここに、私が、今、書いてますとおり、やはり、ボランティアというものが、ある程度、訓練してなかったら、そんなこと言ったら駄目なんですけれども、やはり、佐用町として、これから送り出すボランティア、やっぱり、そういう研修もし、心構えもし、機材も整えて、これからのボランティアに、私は、行って欲しいと思うんです。そういうことで、また、後で、話したいと思うんですけれども。

最後の、河川改良工事について、少し述べてみたいと思います。

復興計画書を土木の方に行って、見せていただきました。私は、見て、考え方、取り組み方の違いがあるんじゃないかということで、大分、言ったんですけども、いや、これは、素案で、未だ、本決まりではないんだということでしたんで、まあ、いいだろうと。また、後で、言うたらいいということで、引き上げました。でも、全ての考え方が、反対なんですね。だから、私は、ここに、町長なり課長に、この相談があったのか。また、地元の人に相談があって、この復興計画ができたのか。この略図で書いてますけど、川、敷地、宅地、堰堤、この上に、堰堤に道をつけるんだということですね。平福の北新町という所は、西山の井谷谷から出てくる水が多くて、町道が川になるんですからね。こんなもん作られたら、家が、それこそ、今までより酷くなるんですね。こういうことは、本当に、その県がやっておるんだから、仕方がない。技術的なもんじゃということないですけども、やはり、町なり地元の人意見の意見を聞いて、素案でも、何であっても、こういう書いてあることを、今度、(聴取不能)せい言うと、技術者としては、中々、うん言うてくれんわけですね。

と申しますのもね、私が、もう15年、20年前ですかね、私とこの下に井堰があったんですね。井堰があって、その井堰がつぶれたわけですよ。それで、平福の簡易水道があったんで、簡易水道、井堰がなかったら、簡易水道へ水が上がりなかつたんですよ。その時に、役場の建設課の方が、2人来られて、こう図面を描くんだと描かれたから、絶対あかんんじゃないかと。技術だけじゃあかんじゃない。これ何のために、昔の人が斜めにしとんだということまで話したわけですよ。ところが、おっと、その井堰を作ったら、その年に、石垣がつぶれてまいりましたね。これ、それを呼んで言うたんですよ。そんなもんでね、一旦計画したものは、中々、この計画を、住民と、また、話し合っると言うけれども、中々やってくれないんですよ。技術的なところでね。だから、私は、何とか、町長に、今度、また、地域で相談会があると思いますので、その時には、またやってくれるものと思っております。

以上、ここからの質問を終わります。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長(庵造典章君) それでは、この度の一般質問で、最後になりましたけれども、高木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の自主防災の取り組みについて、どのような、これまで指導をされたのか。又、今後の取り組みについて、どのような指導、考えを持っているかということでございますが、各集落単位で、自主防災組織の体制づくりを、これまでお願いし、各組織や地域単位で、研修会や訓練なども実施もしていただいております。また、要請により、防災担当職員や消防署職員による講習会も実施して参りましたが、これまでは、火災や地震についての内容が、主なものであったと思います。今後は、自主防災組織の指導者養成講習会や、それぞれの地域での出前防災教室の開催など、地域からの要請にもお答えした形での水防訓練や学習会の開催の取り組みを行っていく必要があるというふうに考えております。この研修会や学習の機会を通じて、まず自らを守り、家族を守り、力を合わせて地域を守る、いわゆる自助共助の重要性を、皆さんと共に確認をし、伝えて参りたいというふうに考えております。

地域においても危険箇所の把握、要援護者の確認、避難所の検討、避難経路の確認など、きめ細かな行動計画や防災マップなど、地域づくり協議会を中心に、今後、全域で取りま

とめていただきたく思っております。町としても、地域の防災訓練や研修会への講師を派遣する県の制度等を活用するなど、日頃から、地域コミュニティを深め、地域の力を高め、災害に強いまちづくりを進めるために、地域と共に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、ボランティアについてでございますが、今回の災害において、全国各地からボランティアとして駆けつけていただきましたのは、センターに登録し活動いただいた方だけでも、1万6,697名であり、この他、近隣の自治体、消防機関などと共に、町内外の建設土木事業者においても、大型機械を搬入して、奉仕活動、ボランティア活動などに従事をしていただき、本当に多くのご支援をいただいたことに感謝しております。今回、ご質問の、他市町への災害ボランティアの派遣であります。これまでも、災害被災地に町内からボランティアとして自主的に行っていたいただいた実績も多くあります。特に、15年前の阪神淡路大震災時には、正規の町職員の派遣のほか、町内からも多くの方が、ボランティアとして現地に駆けつけていただき、また、被災場所において、相当な期間、食事の炊き出しサービスなどを行っていただいております。今後、他市町において災害が発生し、ボランティアを必要とする場合、被災地のニーズの把握などを的確に行い、参加ボランティアの募集のPRや、有意義な行動が行えるような環境づくりに、町としても努める必要があるというふうに考えます。

当然、社会福祉協議会職員のように、ボランティアコーディネーターの講習を受けている者は、被災地の要請により、速やかに派遣をしたいというふうに考えております。町職員についても、他の自治体に先駆けて、今回のお礼と感謝の気持ちを込めて、率先して派遣をしたいというふうに考えます。

また、今回のボランティアセンター業務のあり方について、対応のまずさがあったのではないかとございまして、何分、これまで十分に経験したことがない、大災害の中、非常に混乱した状況下での活動でありますので、完璧な活動が困難な状況であったと思います。より確実な情報の伝達、また、ボランティアを必要とされる方のニーズの把握、また、実際の作業に当たっての必要な資機材の確保など、多くの課題も、今回の経験より明らかになっております。

検証委員会による検証も踏まえ、この経験を十分にいかし、今後の災害時の活動に結び付けていきたいというふうに考えております。

次に、河川改良工事についてのお尋ねでございますが、8月9日の台風9号による洪水で、大きな被害を受けた、千種川本流、佐用川、大日山川、庵川、幕山川、江川川について、今後、5年間で6河川の河川改修を進める計画の素案が、11月から光都土木事務所の佐用出張所河川復興室で閲覧をされております。総延長54キロに及ぶ県の河川改修事業が、いよいよ、これから動き出すわけでありまして、この大規模改修の取り組みに対しまして、県に感謝をすると共に、町としても地元調整などの協力をすることで、事業の円滑な推進を図って参りたいというふうに考えております。

現在、閲覧されている河川の改修計画の図面というものは、素案でありまして、当然、町と協議をして作成されたものではございません。今後、県は、12月末までに、最終的な考え方を取りまとめ、年明けの1月末ぐらいから、地域ごとに説明会を開催して、流域地域住民の皆さんの意見を聞いた上で、お聞きした上で、計画案を、さらに煮詰めていきたいというふうに聞いております。町としても被害が大きかった、久崎地区では、佐用川の洪水が、水が、より安全に流れるように、川幅を拡幅するなどの、再検討を光都土木事務所の河川復興室の担当課長にも、お話をしているところであります。河川改修計画素案の説明会には、是非、皆さん方には、当然、地元、出席をいただいて、地域としての、これまでの経験、またいろんな、思いというものを、考え方をですね、意見を言っていきたい

て、よりよい河川改修の計画がまとまり、できるだけ早期に、これが、事業が完成できますように、皆さん方の、これからのご協力もよろしくお願ひしたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 本当にこう、いい回答をいただきました。自主防災につきましても、今回の教訓を踏まえて、徹底的に各地域での訓練なり、指示、指導をやっていただくことをお願ひしたいと思います。

それから、ボランティアについてですけれども、私、町のボランティアが来てくれなかったと言いましたけれども、西播磨の職員組合のボランティア、また、三日月中学校の生徒、佐用チャンネルでも見られたと思います。あれ、私とこのとこで、中学生がインタビューを受けたわけですね。本当に、私は、感謝しました。まあ、盆間は、家族が全部戻っております。10人ほど帰ってくれましたんで、そして、家の中を片付ける。まあ、教職員組合のボランティア、中学校の生徒は、工場の中のことを、少しずつやっていただきました。そりゃ、14日の協議会の後、西岡、新田議員と敏森議員が、明日、てごに行つてやるからなということ、議員の仲間が、そういうことで見に来てくれました。その時には、軽四が1台通れるだけの道しか空いてませんでした。もう、物が出て出て、もう無茶苦茶ですからね、それでも、明るく日、仲間が来てくれて、高木君とこだけするわけにいかんから、他もやるからなということ、近所のこともやってくれました。ああ、仲間というものは、これだけいいものかなと。私、本当にこう、しょげぎみって言ったらおかしいですけれども、工場の中、泥が20センチぐらい詰まっておりますね。全て機械は、水に水没してました。その中で、仲間、ああいいなという気持ちで感謝しました。

それから、もう1つ教育長に言っておきたいのは、その中学生が、瓶のジュースは出せませんね。やっぱり紙パックのジュースでした。その紙パックのジュースを飲んだ後、綺麗に水で洗って、パック、解体して、ポケットに放り込むということですね。それは、西播磨の組合の方が見て、うー、僕達賢いことやるな。どないするんかって言うたら、これを持って学校へ帰るんです。ということ、西播磨の職員組合の先生方に言われたことを、また、私の娘に、その返事が来ておりました。うーん、いい指導をしてるな。ああ、こんなことこそ、今の中学生に必要なあれだなと見て、大変喜んで、褒められたということを教育長に伝えておきたいと思います。

本当にこうして、ボランティア、消防団のボランティアにしても、今、きちっとしたトラックで、働ける、仕事ができる道具を全て積んで、持って来て、それで全部やっていただきました。

本当に、町長も、よし、こういうことでやりますということ言われたんで、これからボランティアの育成をやって、やはり、1つの機材として、いろんな物を蓄えておいて、いざ、行くというような取り組みをやっていただきたいと思います。

それから、最後の河川改修ですけれども、本当に、県が、国が、この佐用町のための復興のために、54キロの河川を直してやると。私は、これこそ、町長が復興ということを叫んで、町民に訴えて、この度、当選されました。やはり、そういう町長の心構えが、県なり国を動かしたものと、私は、思っております。

今まで起きたことは、何ぼ追求しても駄目です。直るものなら直したいです。今、亡くなられた18名の方、行方不明の2人の方、戻れるものなら、ありがたいです。でも、行方不明者は、分かりませんけれども、死者は、戻れるものじゃありません。何ぼ、町長を責めようと、役場職員を責めようと、消防団を責めようと、これは帰つて来るものじゃあ

りません。私は、これを機会に、町民が1つになって、町長が言われておりますように、災害に強いまちづくりをするんだと。誰もが、心を1つにまとめて頑張ろうじゃないですか。私は、本当に、家も工場も駄目になりました。でも、5年前の経験をいかして、工場の機械は、全て、自分の手で直しました。今使っている、未だ、20台ほどは直してませんけれども、使える、今、必要な機械は、自分の力で直しました。だから、何とか、仕事をやっております。でも、残念なのは、家ができないということが、残念で仕方がないんですけども、これも、河川改修のお陰、また、平福地区の町並み保存の関係がありますので、愚痴は言いません。だから、今日、この12月議会で、多くの議員が、やはり復興に向けての意見だったと思うんです。だから、私は、議員として、皆で手を取り合って、職員と議員が取り合って、何とか、災害に強いまちづくり目指して、町長を筆頭に頑張ってくださいをお願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔拍手〕

議長（山田弘治君） 高木照雄君の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は、終了をいたしました。

これにて本日の日程は終了いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了をいたします。

次の本会議は、明12月10日午前9時30分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後03時47分 散会
